



地域学校協働活動 推進ハンドブック

～ 令和2年度東京都地域学校協働活動推進事業（地域未来塾含む）報告書 ～

はじめに

平成18年12月の教育基本法の改正で、「学校・家庭・地域住民等との連携協力」に関する条文が規定され、次代を担う子供たちの育成に社会全体で取り組むことが明記されました。

学校・家庭・地域との連携をめぐる国の新たな動向として、平成27年12月に、中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」が出されました。

これを踏まえて、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、平成29年3月には社会教育法が改正され、「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定が整備されました。今後は、これまでの「支援」から「協働」への発展を目指す「地域学校協働活動」の推進、さらには学校運営協議会との一体的な推進が求められています。

都教育委員会は、これらの趣旨を盛り込んだ「東京都教育ビジョン（第4次）」を平成31年2月に策定し、「基本的な方針12 家庭・地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動」として『「地域学校協働活動」の推進』を掲げています。

平成20年度から実施してきた「学校支援ボランティア推進協議会事業（学校支援地域本部）」は、平成30年度から事業名を「地域学校協働活動推進事業」とし、令和元年度からはさらなる推進を目指して「統括コーディネーター」の積極的な配置を実施するなど、引き続き区市町村への支援を行っているところです。

今年度からは国庫補助事業の補助要件として、「コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること」「地域学校協働活動推進員を配置すること（地域学校協働活動推進員に準ずるもの（地域コーディネーターなど）も含む）」が設けられました。一層の地域学校協働活動と学校運営協議会の一体的推進が求められるなかで、初のオンラインによる「東京都地域学校協働活動推進フォーラム」を開催しました。

本報告書は、事業の概要紹介、令和2年度のコロナ禍での取組状況、令和元年度の取組実績をまとめ、あらためて関係者への「地域学校協働活動」の理解促進や、都内各地区における取組が、より充実していくための一助となるよう作成したものです。

学校関係者を含む関係者の方々への理解促進や、各自治体における地域学校協働活動の取組の参考として御活用いただければ幸いです。

Contents

はじめに

I 事業概要 地域学校協働活動推進事業及び地域未来塾	5
1 地域学校協働活動(本部)とは	6
“緩やかなネットワーク”としての「地域学校協働本部」	
“学校にとって” “地域にとって”	
地域学校協働本部の3つの要素	
2 統括コーディネーターとは	8
地域学校協働活動の推進をリードする“統括コーディネーター”	
令和2年度実績	
事例にみる統括コーディネーターの3つの役割・機能～育てる・生かす・知らせる～	
3 地域コーディネーターとは	10
“地域コーディネーター”が学校と地域の橋渡し役を担います	
地域コーディネーター数の推移	
4 令和2年度地域学校協働活動推進事業 実施状況事業計画一覧	11
事業計画一覧	
実施地区マップ	
5 地域未来塾とは	13
地域未来塾を通じて目指すもの	
実施地区の推移、実施地区における事業の所管	
令和元年度実施地区における成果と課題 実施地区における対象と会場	
6 スタディ・アシスト事業とは	15
7 地域学校協働活動関連年表	16
II 令和2年度コロナ禍における区市町村の取組状況	
「令和2年度「地域学校協働活動推進事業」実施状況等調査(令和2年12月実施)集計結果より」	17
1 令和2年度区市町村における地域学校協働本部の取組状況	18
教育委員会事務局の取組状況	
各地域学校協働本部やコーディネーターの取組状況	
コロナ禍においても、地域学校協働活動を実施するために、必要と考えられること	
2 令和2年度区市町村における地域未来塾の取組状況	24
コロナ禍における取組の程度と課題	
コロナ禍に対応した取組事例	
地域未来塾を実施する上で必要なこと	
III 東京都教育委員会の取組	29
1 令和2年度東京都地域学校協働活動推進事業実施要綱	30

2 東京都教育委員会における地域学校協働活動推進の取組	35
東京都 地域学校協働活動等推進委員会	
統括コーディネーター会議	
事業普及活動	
令和2年度東京都地域学校協働活動推進フォーラム（オンライン開催）	
フォーラム配信動画の閲覧について	

IV 令和元年度区市町村における地域学校協働活動の取組実績 39

1 令和元年度区市町村における地域学校協働本部の取組	41
基本情報①	
基本情報②	
事業方針位置付け	
地域住民等への広報活動	
学校（教員）向け広報	
育成・交流の機会提供、理解促進	
2 令和元年度区市町村における地域未来塾の取組	47
小学生対象地域未来塾一覧、小中学生・中高生対象地域未来塾一覧	
中学生対象地域未来塾一覧、小中一貫校における地域未来塾一覧	
取組傾向	
小学生対象地域未来塾における成果	
中学生対象地域未来塾における成果	
令和元年度「地域未来塾」の成果に関する調査（集計結果）	

※「I-1、2、3、7」「IV-1、2」は『令和元年度地域学校協働活動推進事業報告書』を元、に「I-5」は『平成30年度地域未来塾ハンドブック』を元に改訂しました。

I

事業概要

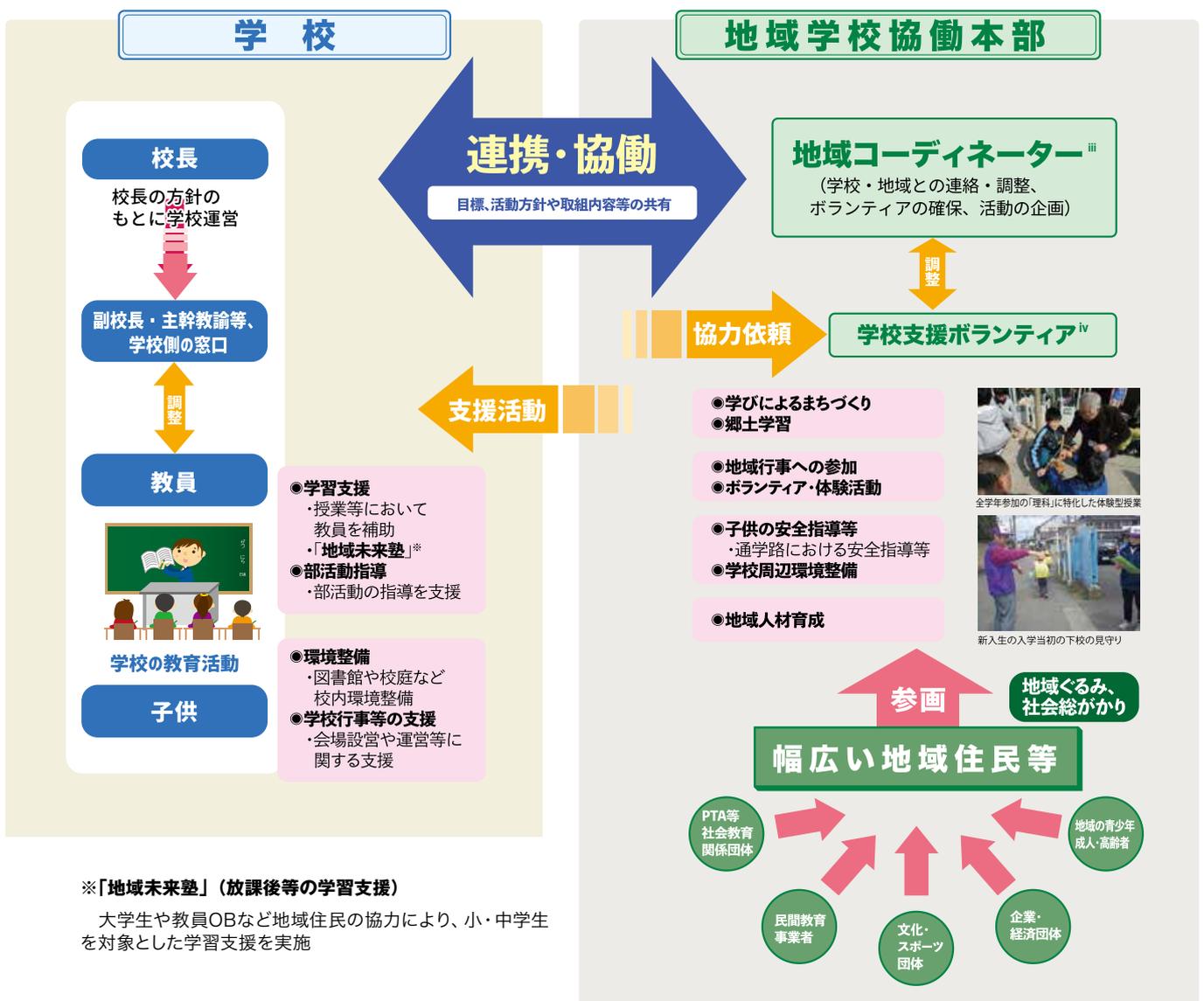
地域学校協働活動
推進事業及び
地域未来塾

1 地域学校協働活動(本部)とは 幅広い地域住民等の参加を 得るための「仕組み」

“緩やかなネットワーク”としての「地域学校協働本部」

原則として学校区単位に設置されます。地域の実情に応じて、「〇〇学校支援本部」「〇〇学校応援団」など、様々に呼称されています。具体的には、地域コーディネーターを要とした機能や学校支援ボランティアの組織を指します。

“学校にとって” “地域にとって” 地域学校協働本部イメージ図



i 社会教育法第五条の2「市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であって地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。」

ii 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。

iii 地域コーディネーター：学校支援活動や地域学校協働活動の推進の要は、地域コーディネーターです。地域と学校をつなぐ役割を担っています。

平成 29 年 3 月に社会教育法の改正により、「地域学校協働活動」が法律ⁱに位置付けられました。

東京都では、この「地域学校協働活動ⁱⁱ」を推進するために、

平成 20 年度から区市町村とともに設置に取り組んできた「学校支援地域本部」を基盤とし、

「地域学校協働本部」の整備を進めています。

この地域学校協働本部は、学校支援活動をはじめとして、幅広い地域住民等の参加を得ながら

「学校を核とした地域づくり」を目指すための「仕組み」です。

多様な取組を、より継続的で、より多くの地域住民等の参画が可能な連携・協働とするために、

「仕組み」としての地域学校協働本部が活用されています。

学校にとって



職場体験

教員の負担軽減につながっています。



毎年、中学生の職場体験学習の受入先の連絡調整役を引き受けてくれて、教員の負担軽減につながっています。

環境整備

環境整備が充実しました。



地域住民によるボランティアの参加が年々増え、学校図書館や花壇等の環境整備が充実しました。

周年行事

周年行事を円滑に実施できました。



各種の学校行事にボランティアの協力が得られたことで、教育活動が充実しました。コーディネーターによる地域団体等への理解やつながりにより、周年行事を円滑に実施できました。

部活動支援

部活動の充実が図られています。



専門的な指導者の導入で、中学校における部活動の充実が図られています。

授業補助

配慮が必要な児童・生徒への支援ができるようになりました。



授業補助へのボランティアの導入で、配慮が必要な児童・生徒への支援ができるようになりました。

学校運営協議会^v

学校のニーズにあった効率的な活動が展開できています。



コーディネーターが学校運営協議会委員を兼務し、学校のニーズにあった効率的な活動が展開できています。

地域住民等にとって



地域住民のボランティアにとって

「子供たちから元気をもらえる」など、活動を通じて地域の方々自身が生き生きしています。

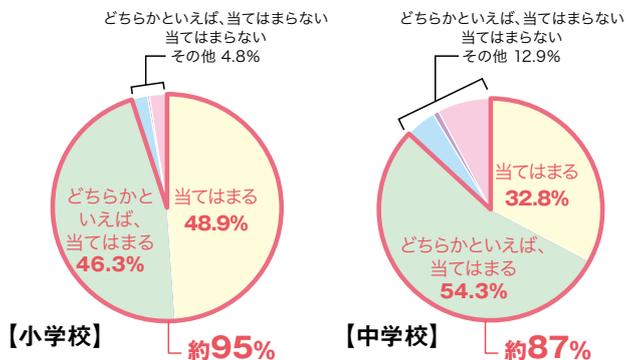
地域の「まつり」への参加、地域と連携した「地域防災」など、活動が広がり、定着したことが、地域や保護者からも評価されています。



学生のボランティアにとって

学校支援や授業補助など、自分の将来に役立つ経験となっています。

保護者や地域住民との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があると思う学校は約9割にのぼる。



地域学校協働本部の3つの要素

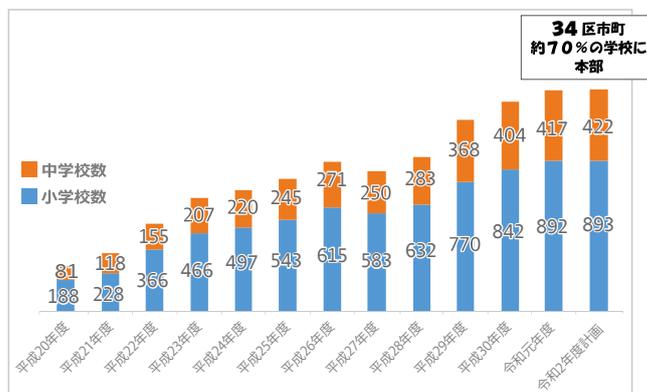
- ① コーディネート機能
- ② 多様な活動(より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施)
- ③ 継続的な活動(地域学校協働活動の継続的・安定的実施)

中教審答申^{vi}によると地域学校協働本部は、「社会教育のフィールドにおいて、地域の人々や団体により『緩やかなネットワーク』を形成した任意性の高い体制」であり、体制(ネットワーク)なので、3要素が揃っていれば、必ずしも会議体や事務所を設けないといけないものではありません。

実際東京都では、本部の設置には、次の3つのタイプがあります。

地域学校協働本部設置の3タイプ

- 学校単位 (例: 各小学校、各中学校毎に本部を設置)
- 中学校区単位 (例: 中学校1校・小学校2校に本部を設置)
- 自治体単位 (例: 教育委員会事務局に本部を設置)



iv 学校支援ボランティア: 地域学校協働本部(地域コーディネーター)は、広く地域住民等から協力者を募り、組織化して活動を展開します。その学校支援活動の担い手が、「学校支援ボランティア」です。

v 学校運営協議会: いわゆる「コミュニティ・スクール」について、地方教育行政法の改正(平成29年4月施行)により、学校運営に関する協議のみならず、学校運営への必要な支援についても協議すること、また委員として「地域学校協働活動推進員」等が追加されました。多くの関係者間でビジョンや目標の共有を通じて、幅広い住民等の参画により、活動の活性化につながるなど、地域学校協働本部と学校運営協議会の双方が、両輪として相乗効果を発揮することが期待されています。

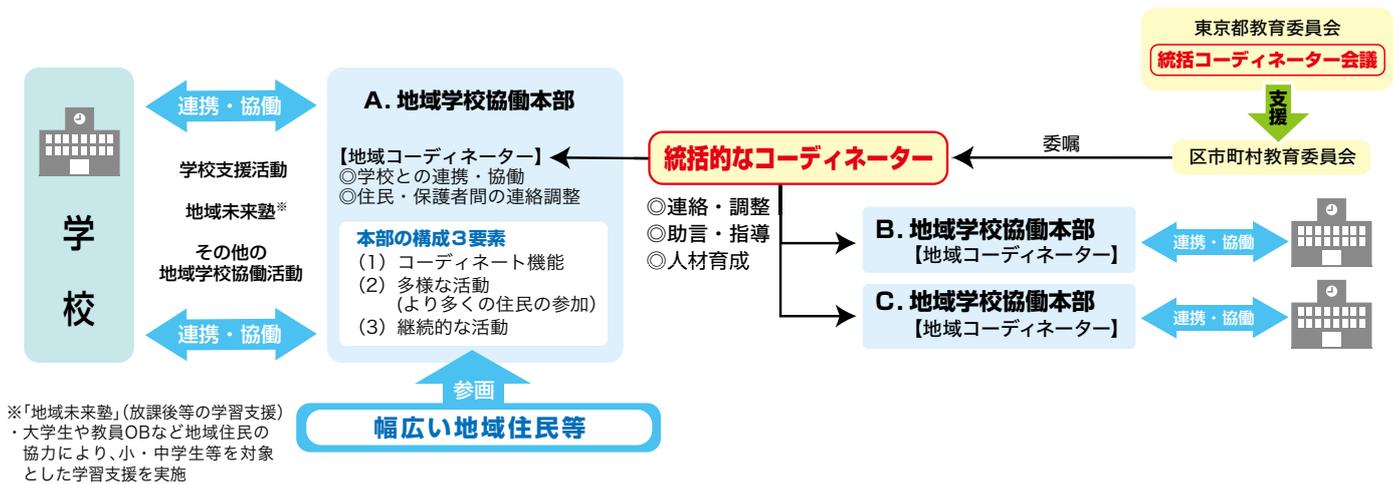
vi 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について(答申)」(平成27年12月)

2 統括コーディネーターとは 地域学校協働活動の さらなる推進役

地域学校協働活動の推進をリードする“統括コーディネーター”

東京都では、「地域コーディネーター」の資質向上・ネットワーク化の促進など、地域学校協働活動の更なる充実を図るために、今年度から「統括コーディネーター」の配置を本格化させました。原則として地域学校協働活動推進事業を実施する地区すべてに統括コーディネーターの配置を行い、さらに都教育委員会として社会教育法第九条の七第一項ⁱⁱに基づき、「東京都地域学校協働活動推進員」を委嘱しました。

地域学校協働活動を推進するための体制（イメージ図）



“統括コーディネーター”に期待される役割 (第10期東京都生涯学習審議会「中間のまとめ」よりⁱⁱⁱ)

地域コーディネーターの活動の充実 (学校区単位で配置)		統括コーディネーターの新設 (区市町村単位で配置)	
役割	学校と地域住民等をつなぐ役割	役割	地域学校協働本部未設置校への働きかけ
	学校のニーズに応じた形で、地域住民等の参画による教育支援活動の企画・調整		地域コーディネーターへの地域住民等のネットワークづくりの支援
	教育支援活動を効果的に実施するための地域住民等のネットワーク化		地域社会資源の新たな掘り起こしと、学校における多様な教育活動の創出

令和2年度実績 (詳細35頁)

東京都地域学校協働活動推進員委嘱状況	統括コーディネーター会議	
(1) 対象地区：31地区	第1回 令和2年 9月25日 東京都教職員研修センター	第4回 令和2年12月15日 東京都教職員研修センター(オンライン併用)
(2) 委嘱者数：34名(複数名委嘱地区有)	第2回 令和2年10月19日 都教育委員会室【小委員会】	第5回 令和3年 1月25日 都教育委員会室【小委員会】
	第3回 令和2年11月10日 都教育委員会室(オンライン併用)【小委員会】	第6回 令和3年 1月30日 都教育委員会室(オンライン開催)

i 中教審答申における「統括的なコーディネーターの役割」例
 ・未実施地域において新たに取組を開始する際の助言や先行事例の提供・地域コーディネーターの育成、人材の発掘・確保
 ・地域コーディネーターへの適切な助言・指導や事例紹介・地域住民の地域学校協働活動の理解の促進 等

ii 社会教育法第九条の七
 「教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。」

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。」

iii 第10期東京都生涯学習審議会において、「地域と学校の協働」を推進する方策について審議を重ね、今後東京都が目指すべき地域学校協働活動の在り方とそれを実現するための方策や役割分担についての提言(平成30年2月)が出された。

「統括的なコーディネーター」が初めて提言されたのは、中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」(平成 27 年 12 月)です。

地域コーディネーターの資質向上・ネットワーク化の促進、各学校区における地域学校協働活動の充実・活性化、地域学校協働活動の未実施地域の取組開始の支援等を図っていくため、地域学校協働活動に関する統括的なコーディネート機能の強化が必要とし、具体的な方策として「統括的なコーディネーター」の委嘱・配置が提案されました。

事例にみる統括コーディネーターの3つの役割・機能 ～育てる・生かす・知らせる～

統括コーディネーターは、地域コーディネーターの育成、地域資源の効果的な活用、地域住民の地域学校協働活動の理解の促進などに取り組んでいます。(『とうきょうの地域教育』No.136 令和元年7月発行より)

事例 町田市 育てる～地域コーディネーターの育成と交流

主な役割

学校支援ボランティアコーディネーター(以下「VC」という。)の育成については、学校支援センターのゼネラルボランティアコーディネーター(以下「GVC」という。)3名が研修の講師を務め、VCミーティングや地区ミーティングに参加し、課題解決のためのアドバイスや自立した活動を促すための支援などを通じて、初心者のVCでも活動しやすい環境を整えています。平成 29 年度、全校に校務分掌として地域連携担当教員を位置付けました。市内を 10 地区に分けて地区統括VCを配置し、地区内の連携強化の取組として、VC・地域連携担当教員・地域団体が参加した地区ミーティングを開催するなど、持続可能な地域学校協働活動を支える仕組みづくりと担手の育成に取り組んでいます。



取組概要

町田市教育委員会では、学校支援地域本部とVCの配置を開始した平成 20 年度から、学校教育部内に学校支援・地域学校協働活動の総合窓口である「学校支援センター」を設置しています。センターが、VCの相談・支援・研修、ボランティア情報の収集・共有、関連団体や大学との連携など、町田市全体を視野に入れた学校支援人材の育成に取り組んでいます。

データ

平成 20 年度事業開始、統括(GVC):3名(元教員(小学校校長、中学校校長)、NPO職員)、対象校数:62校、地区統括VC:6名、VC数:87名

comment

【岡田 栄 ゼネラルボランティアコーディネーターの声】

VCは、基礎研修で活動への理解を深めた後、ミーティングに参加することで各学校のコーディネート活動の報告から実際の業務や課題の解決方法を学びます。大きな不安を抱えていたVCも、横のつながりが深まることで、互いの活動から刺激を受け、活動に対する自信をつけていきます。私たちGVCは、VCの皆さんをサポートしていき、情報収集や日々のコミュニケーションに努めて参ります。

事例 港区 生かす～地域資源を効果的に教育活動に橋渡し

主な役割

教育課程を熟知している元校長が、統括コーディネーターを担ってきました。企業等による出前授業を各幼・小・中学校の授業支援として取組を展開し、実際にその授業の参観や学習指導要領に基づく助言を行っています。学校への情報提供だけでなく、こうしたきめ細やかな支援で、出前授業を、より効果的なプログラムへと発展させながら、児童・生徒の教育活動を実現しています。



取組概要

港区教育委員会では、平成 26 年度から、教科や総合的な学習の時間等への外部講師派遣や職場体験の活動場所紹介を主な役割として、教育委員会事務局生涯学習スポーツ振興課に地域コーディネーターを配置しています。

この取組に加え、平成 29 年度からは、より学校のニーズに即した活動とするため、区立幼・小・中学校に地域コーディネーターを順次配置し、地域コーディネーターからの相談や活動に対しての助言を行えるように統括コーディネーターを配置しました。

データ

平成 26 年度開始、統括:1名(元校長)、対象校数:18校、コーディネーター数:地域コーディネーター 39名

comment

【小林 元子 統括コーディネーターの声】

統括コーディネーターとして、心掛けていることは、各関係者(出前授業提供団体、地域、学校、教職員、地域コーディネーター、事務局等)の皆様との信頼関係の構築です。

そのためには、学校訪問や地域コーディネーターとの連絡・相談、メールの送受信、打合せなど、コミュニケーションに関わる場や機会を捉え、丁寧な対応と支援を心掛けています。これからも、健康と笑顔に心掛け、引き続き取り組んで参ります。

事例 品川区 知らせる～地域学校協働活動の理解促進

主な役割

コーディネーターの育成、各校・地域への理解促進、学校配置コーディネーター間の連絡・調整を主に担当しているのが、指導課付の学校地域コーディネーターの2名です。各校のコーディネーターの協力のもと、「しながわ!コミュニティ・スクールフェスタ(31年1月)」には約1,600人の来場を得るなど、学校と地域へ活動の理解を促しています。また、学校地域コーディネーター連絡会・研修会(隔月)の開催を通して、各校のコーディネーター間の情報共有、スキルアップのための取組を企画しています。



取組概要

品川区教育委員会では、平成 28 年度から指導課に学校地域コーディネーターを配置するとともに、全小学校・中学校・義務教育学校を3か年計画で「品川コミュニティ・スクール」に指定し、学校支援地域本部の設置と学校地域コーディネーターの配置を進めてきました。全校配置の最終年度にあたる平成 30 年度には、地域住民に取組を広くお披露出する「しながわ!コミュニティ・スクールフェスタ～Link for the future 学校・家庭・地域で育てよう!品川の子どもたち～」を開催しました。

データ

平成 28 年度開始、統括:2名(元学校支援ボランティア・元教員)、対象校数:46校、コーディネーター数:50名

comment

【外山 愛理 指導課付学校地域コーディネーターの声】

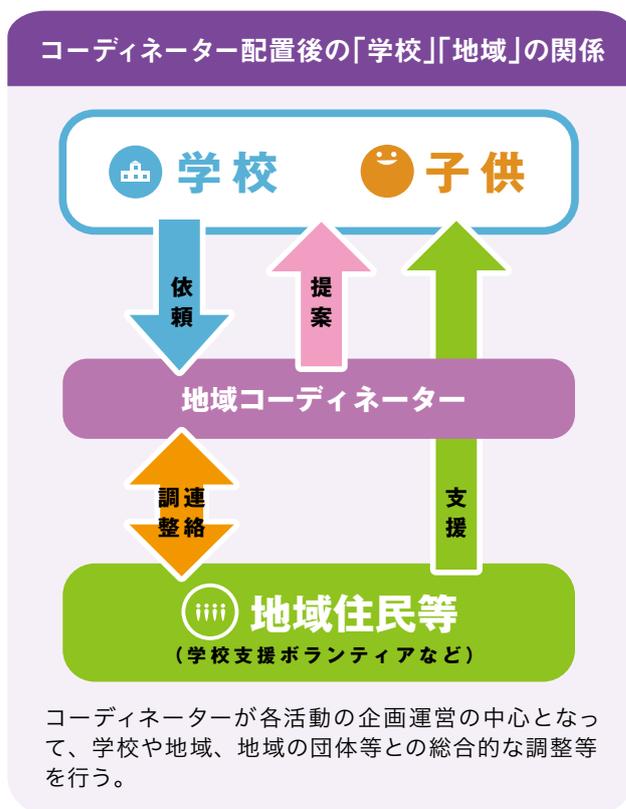
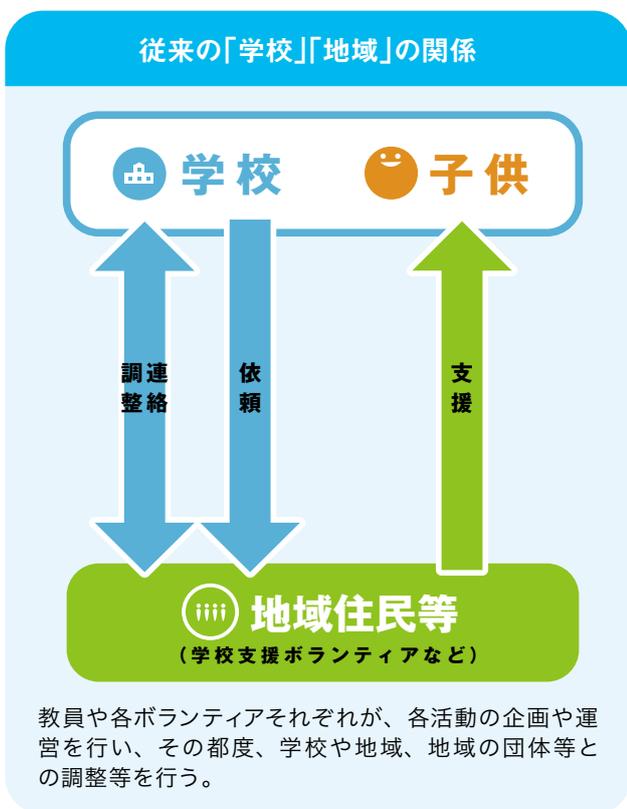
品川区では多くの学校で、各校に配置された学校地域コーディネーターが中心となり、自校の取組の広報誌や通信を作成し地域に配布しています。統括コーディネーターとしては、全区向けの「CS通信」の企画や区内のイベントに参加しての取組の周知、関係部署へのコミュニティ・スクールの説明等を行っています。その点で、今回のしながわ!コミュニティ・スクールフェスタの実施は、PRの良い起爆剤となりました。

3 地域コーディネーターとは 学校と地域の橋渡し役であり 地域学校協働活動の要

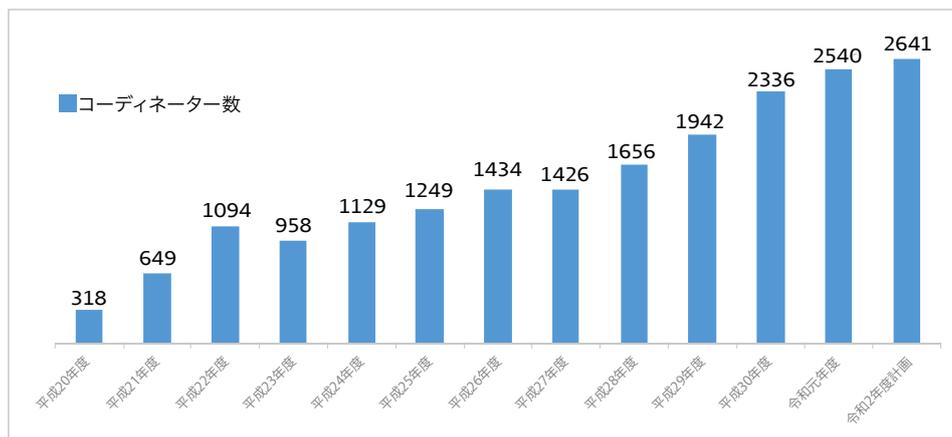
地域コーディネーターとは

“地域コーディネーター”が学校と地域の橋渡し役を担います

現在、学校を多くの地域住民等がボランティアとして訪れるようになりました。地域コーディネーターは、学校と地域の橋渡し役として、学校が必要とする地域人材を探し、効果的に導入する役割を果たします。

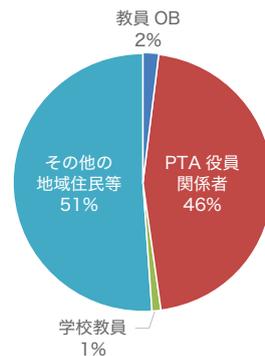


地域コーディネーター数の推移



令和2年度事業計画書より

地域コーディネーターの属性
(令和元年度実績)



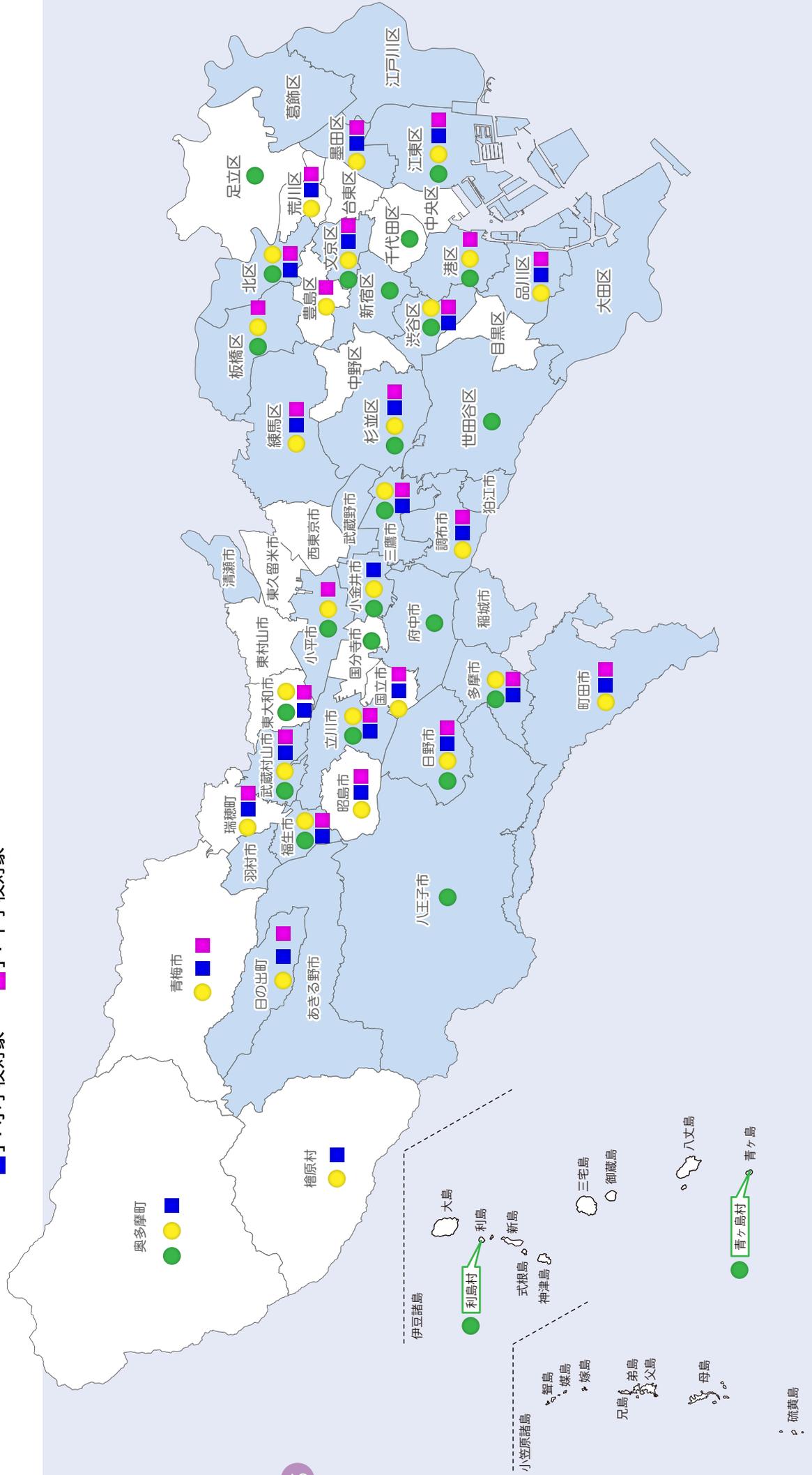
4 令和2年度地域学校協働活動推進事業 実施状況事業計画一覧

区市町村名	地域学校協働活動推進事業											地域未来塾				
	協議会 (本部)	対象校数 ()内設置校数						コーディネーター (地域学校協働活動推進員)				対象校数				
		小学校	中学校	学校 義務 教育	合計	地域コーディネーター数()内地 域学校協働活動推進員	統括コーディネーター数()内 地域学校協働活動推進員	小学校	中学校	学校 義務 教育	その他	計				
1 港区	19	12 (18)	7 (10)		19 (28)	57	1 (1)					10			10	
2 新宿区	1	29 (29)	10 (10)		39 (39)		1 (1)									
3 文京区	23	16 (20)	7 (10)		23 (30)	156	1 (1)				5	10			15	
4 墨田区	1	25 (25)	10 (10)		35 (35)	11	1 (1)				25	10			35	
5 江東区	69	45 (45)	23 (23)	1 (1)	69 (69)	211	2 (2)				45	23	1		69	
6 品川区	46	31 (31)	9 (9)	6 (6)	46 (46)	82	2 (1)				31	9	6		46	
7 大田区	87	59 (59)	28 (28)		87 (87)	269	1 (1)									
8 世田谷区	1	61 (61)	29 (29)		90 (90)	246	1 (1)									
9 渋谷区	1	2 (18)	1 (8)		3 (26)	3	1 (1)				18	8			26	
10 杉並区	61	39 (40)	23 (23)		62 (63)	231	1 (1)				15	11			26	
11 豊島区												8			8	
12 北区	1	35 (35)	12 (12)		47 (47)	106	1 (1)				35	12			47	
13 荒川区											24	10			34	
14 板橋区	73	51 (51)	22 (22)		73 (73)	242	1 (1)					22			22	
15 練馬区	101	65 (65)	33 (33)		98 (98)	129	1 (1)				43	32			75	
16 葛飾区	72	49 (49)	24 (24)		73 (73)	81										
17 江戸川区	103	70 (70)	33 (33)		103 (103)	103	1 (1)									
18 八王子市	1	69 (69)	37 (37)	1 (1)	107 (107)	150 (150)	1									
19 立川市	28	19 (19)	9 (9)		28 (28)	46	1 (1)				19	9			28	
20 武蔵野市	18	12 (12)	6 (6)		18 (18)	18	1 (1)									
21 三鷹市	7	15 (15)	7 (7)		22 (22)	12	1 (1)				15	7			22	
22 青梅市											16	10			26	
23 府中市	33	22 (22)	11 (11)		33 (33)	52	1 (1)									
24 昭島市											13	6			19	
25 調布市	24	16 (20)	8 (8)		24 (28)	54	1 (1)				14	7			21	
26 町田市	1	42 (42)	20 (20)		62 (62)	88	3 (3)				3	20			23	
27 小金井市	1	1 (9)	(5)		1 (14)	3					1				1	
28 小平市	1	19 (19)	8 (8)		27 (27)	48	1 (1)					8			8	
29 日野市	17	17 (17)	(8)		17 (25)	48	1 (1)				6	4			10	
30 国立市											8	3			11	
31 福生市	10	7 (7)	3 (3)		10 (10)	22	1 (1)				6	3			9	
32 狛江市	2	6 (6)	4 (4)		10 (10)	2	1 (1)									
33 東大和市											10	5			15	
34 清瀬市	14	9 (9)	5 (5)		14 (14)	22	1 (1)									
35 武蔵村山市	1	2 (9)	5 (5)		7 (14)	7					2	5			7	
36 多摩市	23	17 (17)	9 (9)		26 (26)	27	1 (1)				17	9			26	
37 稲城市	6	12 (12)	6 (6)		18 (18)	21	1 (1)									
38 羽村市	3	7 (7)	3 (3)		10 (10)	3	1 (1)									
39 あきる野市	9	9 (10)	(6)		9 (16)	28										
40 瑞穂町											5	2			7	
41 日の出町	5	3 (3)	2 (2)		5 (5)	4	1 (1)				1	1			2	
42 檜原村											1				1	
43 奥多摩町											2				2	
合計	863	893 (940)	414 (446)	8 (8)	1,315 (1,394)	2,582 (1,500)	34 (32)				380	264	7		651	
実施地区数					34 地区										30 地区	

地域学校協働活動推進事業
実施状況

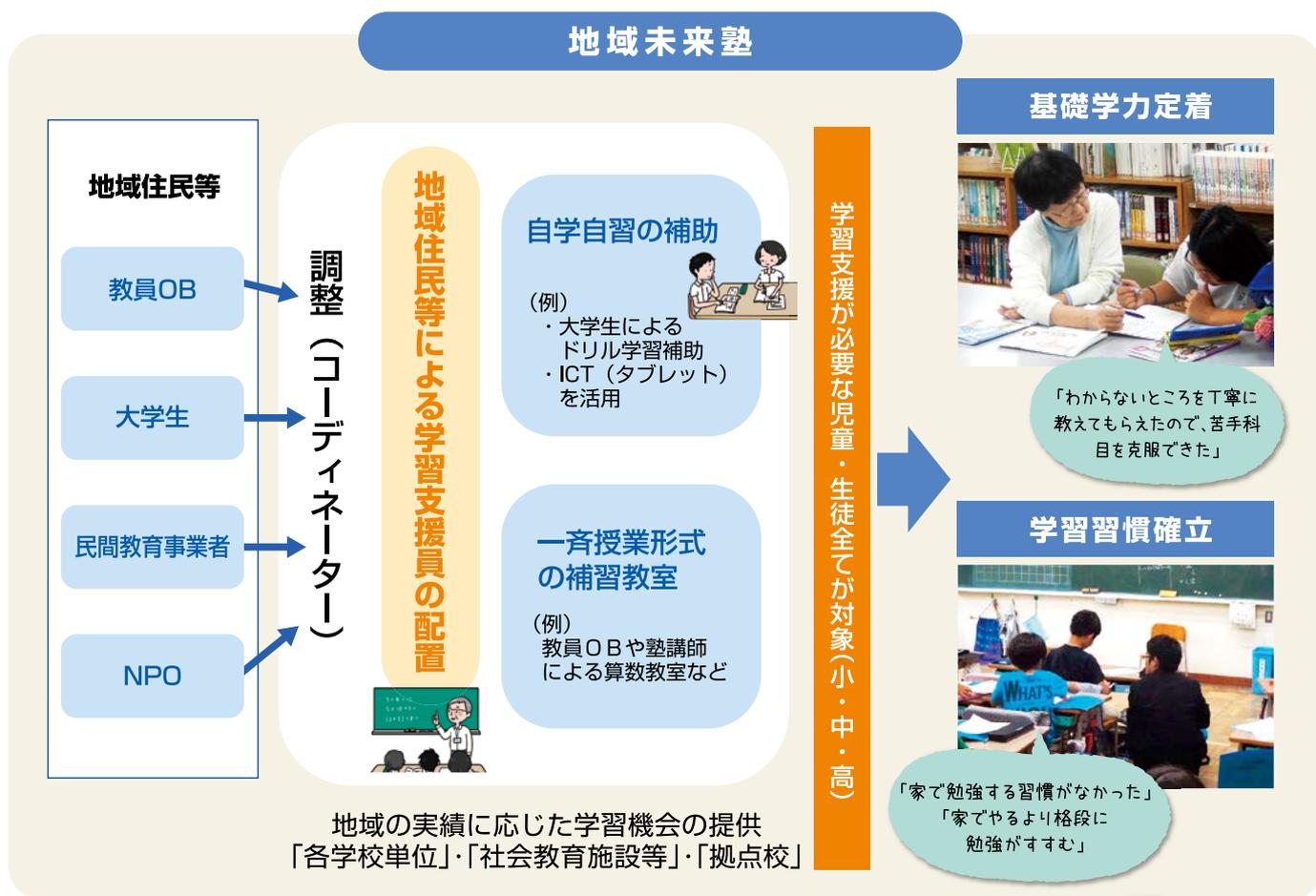
令和2年度地域学校協働活動推進事業(地域未来塾含む)実施地区マップ

- 地域学校協働活動推進事業 (地域学校協働本部) 実施地区 (2年度計画: 34区市町 中核市八王子市含む)
- 地域未来塾実施地区 (2年度計画: 30区市町村) ● コミュニティスクール実施地区 (令和3年2月現在 26区市町村)
- 「■」: 小学校対象 「■」: 中学校対象



5 「地域未来塾」とは 地域人材の活用で 学習支援を形に

国が平成 27 年度に「地域未来塾」を開始したことを受けて、東京都では平成 28 年度から事業を開始しました。学習支援が必要な全ての児童・生徒を対象（小・中・高）とし、「学習習慣の確立」「基礎学力の定着」を目指し、大学生や教員 OB、NPO など地域住民の協力により学習支援を実施しています。



「地域未来塾」とは

「地域未来塾」を通じて目指すもの

「学校における働き方改革」の推進

地域学校協働活動やコミュニティ・スクールなど、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを支援し、学校教育活動の充実を図る。

「学校における働き方改革推進プラン」(平成30年2月)

「チーム学校」の実現

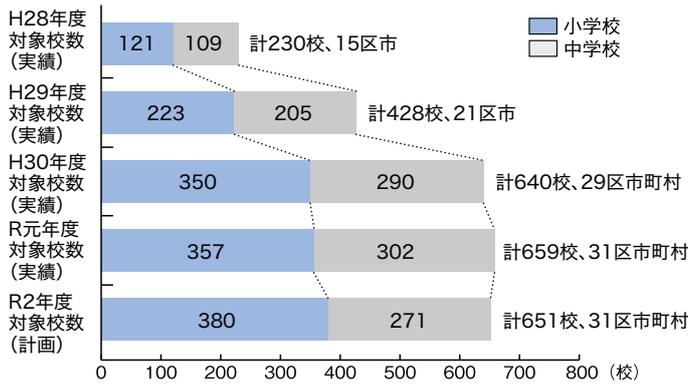
地域社会をチーム学校の構成員と位置付け、学校が求める支援の内容を踏まえて調整できる「コーディネーター」を配置するなど、より一層連携・協働していくことが必要。

「東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会報告書」(平成29年2月)

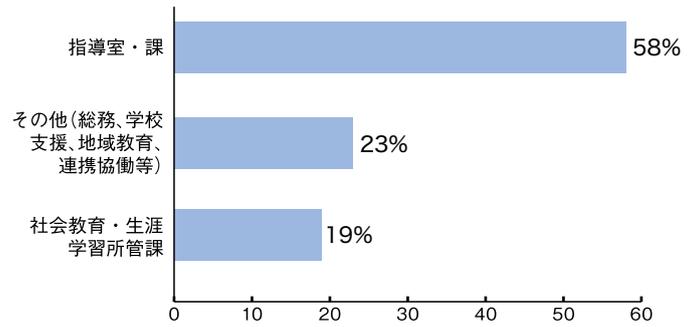
「子供たちの学びの底上げを図りたい、と常々思っていました。」

「教員の負担を増やさずにやりたい、でもできない、と思っていたことが、おかげで実現しました。(実施校校長)」

実施地区の推移



実施地区における事業の所管 (令和2年度)



令和元年度 実施地区における成果と課題

実施地区に対して行った「『地域未来塾』の成果に関する調査」の結果です。

学習習慣の

確立に成果があった 78%

- 基礎学力の定着 73%
- 態度・意欲の改善 72%
- 学力の向上 63%
- その他 27%

外部人材等を活用して

放課後等の学習支援が実現した 87%

- 学校・家庭以外で自習等環境づくり 81%
- 必要とする児童生徒に個別指導 77%
- 地域住民等の新たな学校支援活動 45%
- 教委の負担軽減 35%
- その他 23%

学習支援員等の

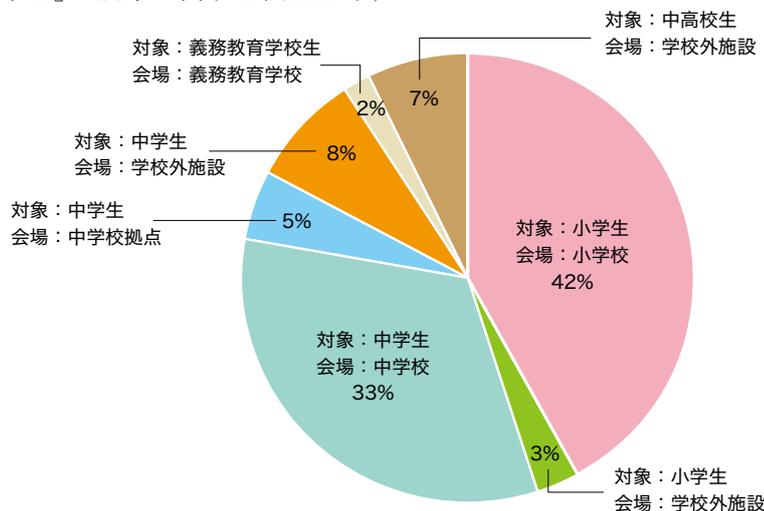
人材の安定的な確保 77%

- 児童・生徒の継続参加(部活、塾等) 68%
- エビデンスの指標及び把握の困難さ 65%
- 学習支援員の力量形成 39%
- 事務費等予算の確保 29%
- コーディネーターの負担増 23%
- タブレット等ICTの活用方法 19%
- その他 19%
- 学習支援員間の児童の変容等の情報共有 16%
- 学習支援員のICT活用指導スキル 16%



実施地区における対象と会場

実施形態全体に対する実施会場別の割合です。
(元年度『地域未来塾』の成果に関する調査より)



6 スタディ・アシスト事業とは 進学のための学習機会の 提供を目的とした学習支援

「スタディ・アシスト事業」は、進学支援を必要とするすべての生徒に、進学のための学習機会の提供を目的とした学習支援事業です。

平成30年度、令和元年度の2年間のモデル実施（2地区）を経て、令和2年度からは地域未来塾の一環として、実施地区を拡大し、4地区で実施しています。

特徴

- 中学3年生の進学を目的とした放課後等における学習支援であること
- 放課後等において、進学を目的とし、外部人材（例：学習塾講師等）を活用した学習支援であること。

実施地区・対象校数

平成30年度 (2地区)	令和元年度 (2地区)	令和2年度 (4地区)
立川市 (9校)	立川市 (9校)	立川市 (9校)
		青梅市 (10校)
青梅市 (10校)	青梅市 (10校)	福生市 (3校)
		東大和市 (5校)

これまでの成果

- ① 受講生に学力検査を事業実施前と実施後に行い、平均点が上昇した。
- ② 第一志望校に全体として約8割以上の受講生が合格した。
- ③ 「入試に向けた勉強ができた」などほとんどの受講生が満足と回答している。

放課後に地域会館を活用したスタディ・アシスト事業 (福生市)



土曜日に学校で開催したスタディ・アシスト事業 (東大和市)



7 地域学校協働活動関連年表

	国の動き	東京都の動き	コーディネーター数 (本部事業実施地区数)
平成14年度	・「総合的な学習の時間」 ・完全学校週5日制	・地域教育サポート・ネットモデル事業	
平成15年度			
平成16年度	・地域子ども教室推進事業(16～18) ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)法制化		
平成17年度		・「わく(Work) わく(Work) Week Tokyo (中学生の職場体験)」事業開始	
平成18年度	・教育基本法に13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」新設		
平成19年度	・放課後子供教室推進事業開始	・放課後子供教室推進事業開始	
平成20年度	・(委託事業) 学校支援地域本部事業	・学校支援ボランティア推進協議会事業 (国事業名：学校支援地域本部事業)開始	318人 (18地区)
平成21年度			649人 (21地区)
平成22年度			1094人 (21地区)
平成23年度	・(補助事業) 学校支援地域本部事業 ・新学習指導要領(小学校)		958人 (22地区)
平成24年度	・新学習指導要領(中学校)		1129人 (21地区)
平成25年度	・新学習指導要領(高等学校) ・いじめ防止対策推進法 ・生活困窮者自立支援法		1249人 (23地区)
平成26年度			1434人 (23地区)
平成27年度	・(中教審答申) 新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について ・(中教審答申) チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について【地域連携教職員】		1426人 (24地区)
平成28年度	・(中教審答申) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について ・「社会に開かれた教育課程」の実現(新学習指導要領「小学校学習指導要領解説」) ・社会教育法改正「地域学校協働活動」が市町村教委の事務に法定 ・地教行法改正「学校運営協議会(コミュニティ・スクール)」努力義務化	・「東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会報告書」 ・地域未来塾開始	1656人 (29地区)
平成29年度	・(中教審答申) 第3期教育振興基本計画について ・(補助事業) 地域学校協働本部事業	・第10期「『地域と学校の協働』を推進する方策について -中間のまとめ-」	1942人 (30地区)
平成30年度	・(中教審答申) 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について	・地域学校協働活動推進事業(国事業名：地域学校協働活動推進事業) ・第10期建議「(『地域と学校の協働』を推進する方策)について」 ・教育ビジョン(第4次)(『地域学校協働活動』の推進)	2336人 (31地区)
令和元年度		・統括コーディネーターの配置促進	2540人 (32地区)
令和2年度	・新学習指導要領(小学校) ・(補助事業) 地域と学校の連携・協働体制構築事業(コミュニティ・スクールの導入等に関する補助要件の設定)		計画2582人 (34地区)
令和3年度	・新学習指導要領(中学校)		
令和4年度	・新学習指導要領(高等学校) 「2022年度 全小中学校区をカバーして地域学校協働活動の推進」(働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定))		

Ⅱ

令和2年度 コロナ禍における 区市町村の取組状況

「令和2年度
「地域学校協働活動推進事業」
実施状況等調査（令和2年12月実施）
集計結果より」

1

令和2年度 区市町村における 地域学校協働本部の取組状況

令和2年度のコロナ禍における地域学校協働本部の取組状況（34実施地区）について、「学校休業中と再開後の実施状況」、「運営上の課題や工夫」などをまとめました。

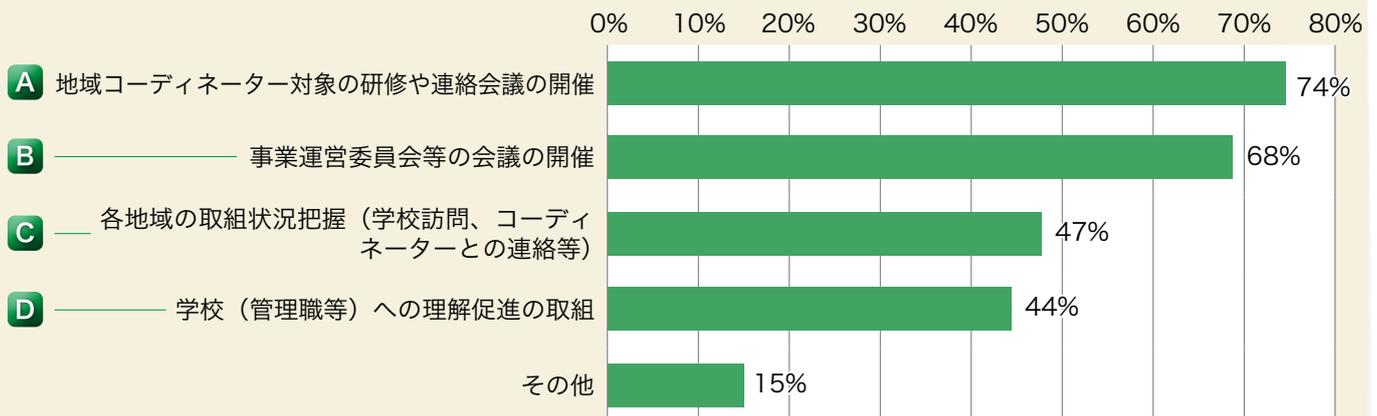
※「令和2年度「地域学校協働活動推進事業」実施状況等調査（令和2年12月実施）集計結果より」

■ 教育委員会事務局の取組状況

●【事務局】コロナ禍における活動上の課題と対応

コロナ禍における教育委員会事務局の取組に関して、具体的に支障があった、実施上課題となった取組と、具体的な対応事例についてです。

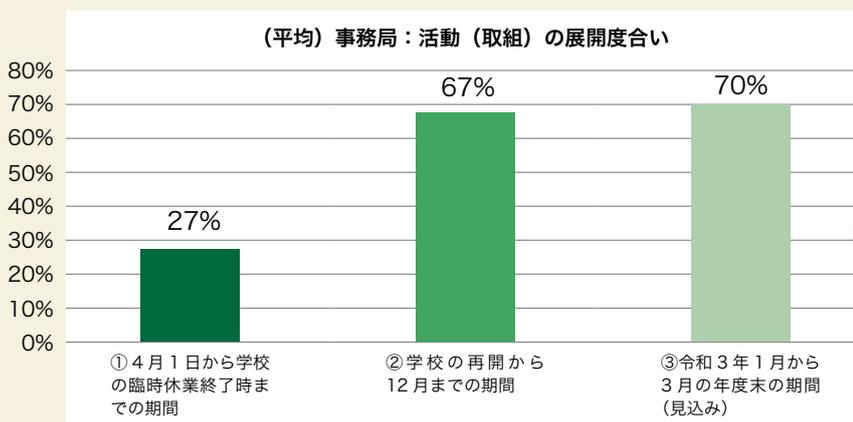
【事務局】コロナ禍における活動上の課題（複数回答有）



●【事務局】コロナ禍における取組の程度

令和2年度地域学校協働活動推進事業の34実施地区において、例年又は年度当初の事業計画と比べたときの、「①臨時休業中」、「②学校再開後」、「③第四四半期」の各期間のおおよその取組の割合についてです。

教育委員会事務局の取組状況



- 学校休業中は、当初計画と比較して3割弱であった。
- 学校再開後は、当初計画に比して7割弱の取組が行われた。
- 第四四半期においても、事務局としての取組は、計画の7割程度と見込まれていた。

A 地域コーディネーター対象の研修や連絡会議の開催が困難となった。74%

例：中止又は回数減、実施方法変更（小規模、地区別開催、オンライン会議等）、日程変更、書面開催

対応例

方法

密を避けてなど**感染拡大防止対策を徹底**して開催
 講師との事前打合せはリモートで、**広い会場**で研修等を開催
 地区別や数回に分けて、**少人数**で広い会場で最低限の回数で実施
 参加者間の**グループワーク**で**透明なパネル**を設置して会議
Web 会議システムにより開催
動画視聴による研修を実施

内容・対象

事務局が**各校から情報や資料を集約**し、実施校へ提供
「コロナ禍でどのような学校支援ができるか」をテーマに実施
 新任コーディネーターの担当校を訪問し、**個別に事業説明**

B 事業運営委員会等の会議の開催が困難であった。68%

例：書面開催、日程変更、中止又は回数減、実施方法変更（小規模、オンライン会議等）

対応例

書面
開催時期の変更
 感染予防対策を徹底し**少人数、分割**により、**短時間**の会議のみ実施
リモートによる会議

C 各地域の取組状況把握（学校訪問、コーディネーターとの連絡・報告等）が困難となった。47%

例：訪問中止、訪問延期、訪問以外の方法（メール）、訪問以外の方法（書面、交換便、電話）、訪問以外の方法（アンケート・調査）

対応例

各取組把握

個別訪問
アンケート実施
 資料収集及び提供
PC ネットワークシステムやメールを活用したコーディネーター間の情報共有

感染予防対策徹底

対策マニュアル・（学校版）ガイドラインの配布・周知、HP活用した情報提供
 研修会の実施
チェックリスト配布
 消毒薬・マスク・体温計等配布、貸出図書消毒

学校（管理職等）への理解促進の取組 44%

D 例：学校訪問の延期や中止（感染予防、授業時間確保のため）、メールや書面等でのやりとり、方針の伝達、実践事例の共有など効果的な取組が困難

対応例

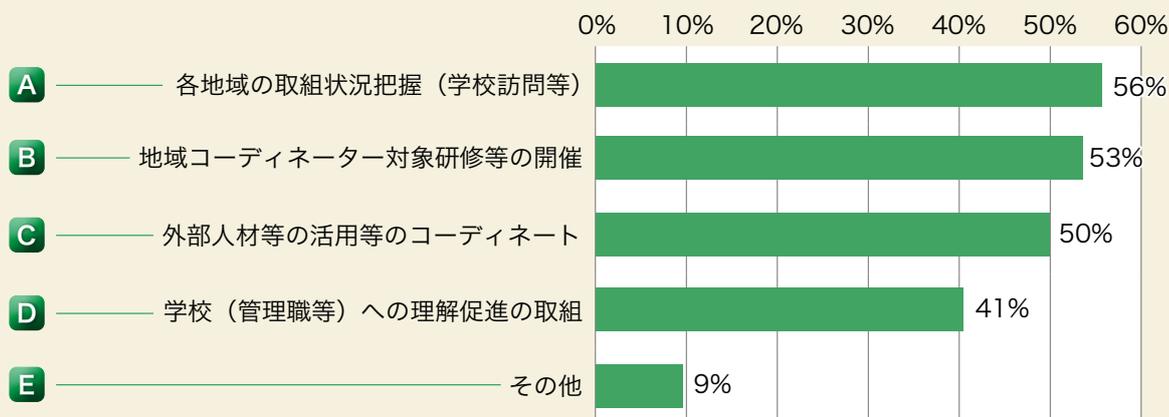
校長会に**オンライン**で参加
 ガイドライン等通知
新任・転任校長向けに個別に学校訪問
 実態及び**支援ニーズ把握アンケート**実施
 活動紹介**動画製作**

■ 各地域学校協働本部やコーディネーターの取組状況

● 統括コーディネーターの活動上の課題

コロナ禍における統括コーディネーターの取組に関して、具体的に支障があった、実施上課題となった取組についてです。

【統括コーディネーター】コロナ禍における活動上の課題（複数回答有）



A 各地域の取組状況把握（学校訪問、コーディネーターとの連絡・報告等）が困難となった。56%

例えば…新規開設校等への訪問困難・延期
メール、書面面、電話などで対応
報告・情報共有の機会減少

B 地域コーディネーター対象の研修や連絡会議の開催が困難となった。53%

例えば…研修や連絡会の日程変更や回数減等
研修や連絡会の実施方法の見直し（Web 会議、地区別少人数）

C 外部人材等の導入や活用等のコーディネートが困難となった。50%

例えば…控えたこととして、コーディネーターの学校への出入り・学生等ボランティアの新規募集や受入・出前授業の活用
体験授業やイベントなど外部人材を必要とされる授業時間減少
再開前に事業協力者（外部人材）に実施の可否確認が必要に

D 学校（管理職等）への理解促進の取組が困難となった。41%

例えば…学校への訪問
校長会等での説明が延期または中止 など

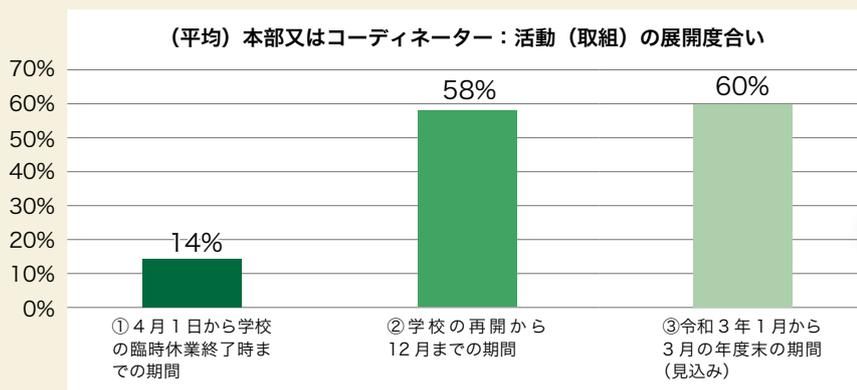
E その他 9%

例えば…先進自治体への視察ができなかった など

● 【本部及びコーディネーター】コロナ禍における取組の程度

令和2年度地域学校協働活動推進事業の34実施地区の例年と比べたときのおおよその取組の度合いについてです。

各本部又はコーディネーターの取組状況

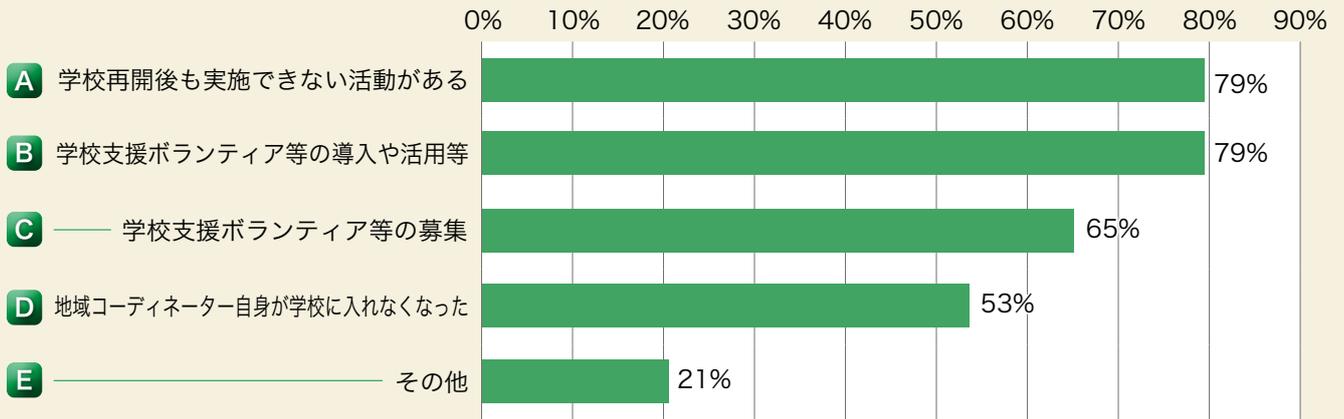


- 学校休業中の取組は、当初計画と比較して14%（平均）と、ほとんどの地域で実施ができなかった。
- 学校再開後は、当初計画に比して6割程度の取組が行われた。
- 第四四半期も、6割程度の取組が見込まれていた。

● 地域コーディネーターの活動上の課題

コロナ禍における地域コーディネーターの取組に関して、具体的に支障があった、実施上課題となった取組についてです。

【地域コーディネーター】 コロナ禍における活動上の課題（複数回答有）



A 学校再開後も、学校支援活動について実施できない活動がある。79%

例えば…学校行事やイベント（放課後、夏休み、飲食を伴う催し等）の見送りに伴う活動中止
屋外での活動（登下校見守り、花壇整備）、校外活動の引率補助等、施設見学
出前の体験学習、近隣の学校との連携、読み聞かせなどに影響があった。

B 学校支援ボランティアや外部人材等の導入や活用等のコーディネートが困難となった。79%

例えば…支援側：高齢者の外部人材や団体が辞退、企業等は実施を見合わせの傾向 など
依頼側：高齢の外部講師への昔遊び指導の依頼、読み聞かせボランティア等を控えた。
リモート活用も全ての活動での取り入れは困難である。
自治体のガイドラインで外部人材活用の自粛期間を設定した。
各学校の考えや対応にばらつきがあった。

C 学校支援ボランティア等の募集が困難となった。65%

例えば…保護者や地域住民、担い手の多くである高齢者等への新たなボランティアの募集が困難となった。
大学の休校、取組の中止、「ボランティアを入れないと学校が判断」などの影響があった。
募集した場合も、「あえて口コミのみでの募集」、「学校やコーディネーターが把握できる少人数」、「募
集開始時期の延期で人員も減少」など。

D 地域コーディネーター自身が学校に入れなくなった。53%

例えば…教育委員会として立ち入りを制限した。
外部の人をなるべく入れないようにしている学校もあった。
学校を訪れることを躊躇する地域コーディネーターもいた。
具体的な支援活動以外の相談などで学校を訪れにくくなった。
年間活動計画等を学校管理職と相談できずに活動開始が延期となった。

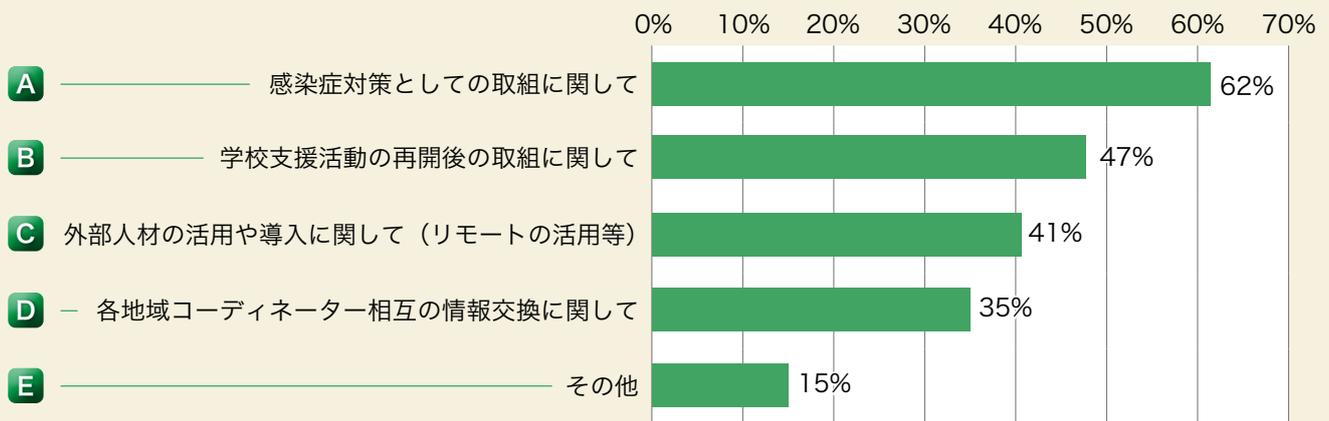
E その他 21%

例えば…例年行っている教育活動の見込みが立たないことでコーディネーターとして判断し動くことができな
い状態となった。 など

●【統括又は地域コーディネーター】コロナ禍に対応した取組事例

統括コーディネーター又は地域コーディネーターとして対応した事例や例年とは異なる特徴的な取組事例についてです。

【統括又は地域コーディネーター】コロナ禍に対応した取組事例



感染症対策としての取組に関して 62%

例えば…校内の消毒等に関する協力依頼などの取組（消毒ボランティア等）
 ボランティアの健康観察（健康観察カード活用）・手指の消毒やマスク着用・ソーシャルディスタンスの徹底
 児童生徒へ授業前の手洗い・消毒徹底
 児童生徒の健康チェック業務の協力、取組の分散化（学年単位から学級単位）など
 教室のTVを活用した読み聞かせ
 入場制限を行うイベント（運動会等）の受付
 イベント時の検温・換気

学校支援活動の再開後の取組に関して 47%

例えば…アルコール消毒や清掃ボランティア活動
 新小1年生の給食配膳補助
 稲作体験等補助
 録音での読み聞かせ
 体験は広い教室や小人数体制
 コーディネーターとして…学校側の感染対策への要望の聞き取り
 学校からの消毒ボランティア依頼への対応・地域人材の紹介
 ボランティアへの活動制限・注意事項に関する説明
 読書ボランティアから交通安全の見守りボランティアへ臨時にコンバート
 コロナ禍の活動に関するコーディネーター研修会開催 など

外部人材の活用や導入に関して（リモートの活用等） 41%

例えば…リモートやオンライン等で代替による出前授業（ブラインドサッカー、キャリア教育等）
 市内の個人・団体・法人等を活用した出前授業の動画化
 臨時休校期間中のオンライン朝会
 オンラインでの打合せ
 域内大学の協力を得た映像の提供やビデオ上映
 大学連携の強化による学生支援と人材確保 など

各地域コーディネーター相互の情報交換等に関して 35%

例えば…「学校支援ニュース」や活動事例の紹介し各校の活動の情報を共有
 対面での研修会や連絡会で情報交換
 メーリングリストの活用
 既存のPCネットワークシステム（その他メール・LINE・電話・交換便等）併用 など
 リモート導入への試行作業
 WEB会議システムで連絡会

その他 15%

例えば…休校中の子供達を励ますために教員のメッセージ集約
 休校中における保護者の状況のアンケート実施
 中止となった学校行事に代わる企画検討、全校で広報誌の作成 など

■ コロナ禍においても、地域学校協働活動を実施するために、必要と考えられること

実施状況調査回答結果からは、「例年通りの活動は出来なかった」、「学校の活動がなくコーディネーターとしてボランティアとしても動きようがなかった」との令和2年度実施状況が見えてきます。

実施地区からの「コロナ禍においても、地域学校協働活動を実施するために、必要と考えられること」への回答を、「この状況をどのように捉え、今後地域学校協働活動を継続し、発展するためにできることは何か」の観点で、参考にまとめました。

現状をどう捉えるのか

- 「子供たちの学ぶ機会の減少」「先生方のさらなる多忙化」といった、そもそも地域学校協働活動が向き合うはずのテーマが浮き彫りになった。
- 今回の経験を踏まえ、地域と学校とで課題を一層共有し、ともに解決に取り組むことが求められている。

そのためには何が必要か

- コロナ禍において地域学校協働活動を実施する際の課題を関係者が共有
学校管理職とコーディネーターの対話と理解
地域コーディネーター同士の情報交換
地域学校協働活動推進員と学校運営協議会との合同研修会等
- コロナ禍において行われた支援活動事例の収集と共有
感染予防対策を講じた支援活動のノウハウやガイドライン
コロナ禍で多忙化する教員の負担軽減
教員による授業後の消毒
清掃給食の配膳等のサポート
そのための地域人材の支援に関するノウハウの確立と学校関係者への理解促進

これからも地域学校協働活動を継続するために

- 地域学校協働活動にとっての日ごろからの対面によるコミュニケーションの重要性を再認識
- 対面だけではなく事務局・コーディネーター・ボランティア等のコミュニケーションを可能にするオンライン・リモートの積極的な活用の必要性
環境整備（各本部へのPC配置とネットワーク環境、経費の確保）
関係者による情報共有ツール活用（オンライン会議システム、HPや動画の活用促進、スキル向上支援等）
- オンライン・リモートの授業、行事、イベント等の地域学校協働活動への活用
環境整備（児童生徒へのPCやタブレットの配置とネットワーク環境、経費の確保）
関係者によるICT活用スキルの向上（オンライン会議、HPや動画の運用）

各地域の実情に応じた新たな取組の検討

- 例えばICT環境を活用した取組等

2

令和2年度 区市町村における 地域未来塾の取組状況

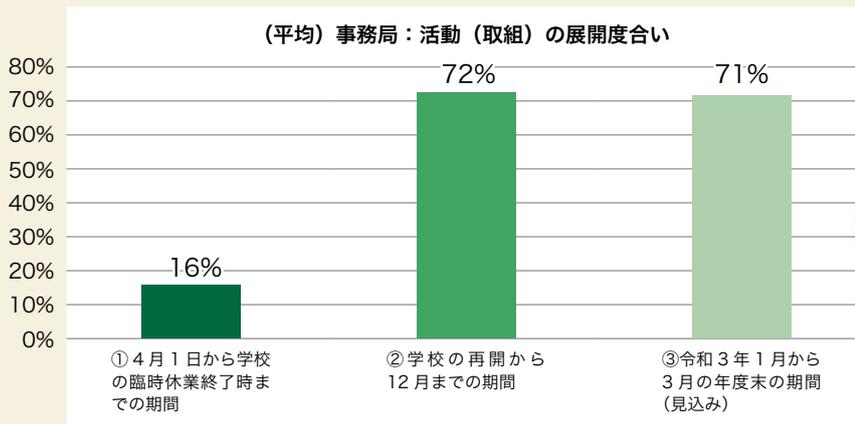
令和2年度のコロナ禍における地域未来塾の取組状況（30実施地区）について、「学校休業中と再開後の実施状況」、「運営上の課題や対応」をまとめました。

※「令和2年度「地域学校協働活動推進事業」実施状況等調査（令和2年12月実施）集計結果より」

■ コロナ禍における取組の程度と課題

教育委員会事務局単位と各地域未来塾単位とで、例年又は年度当初の事業計画と比べたときの、「①臨時休業中」、「②学校再開後」、「③第四四半期」の各期間のおおよその取組の度合い（実施地区の平均及び実施地区別数）についてです。

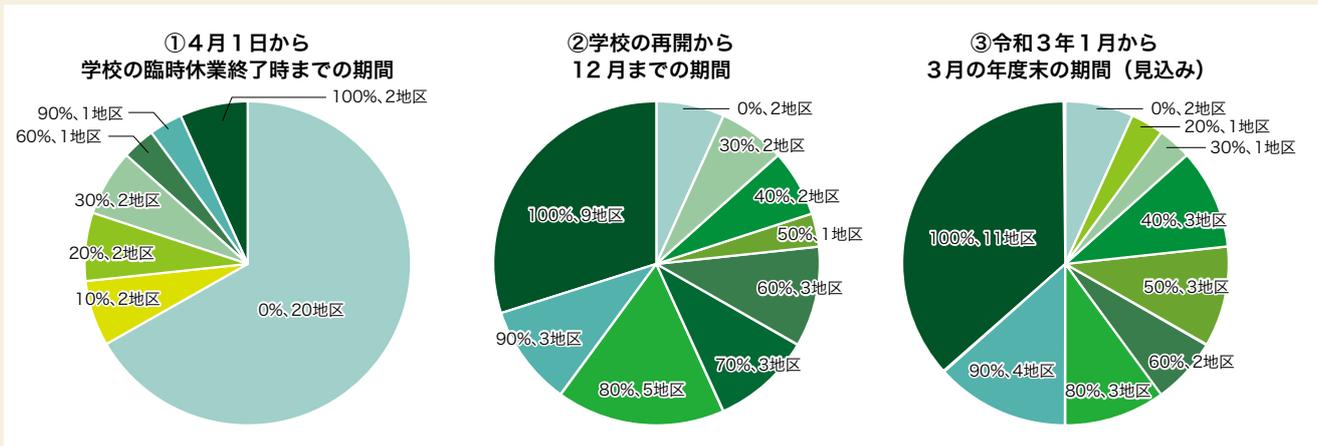
教育委員会事務局の取組状況



- 学校休業中は、当初計画の取組と比較して16%（平均）の取組が行われた。
- 学校再開後は、当初計画に比して7割程度の取組が行われた。
- 第四四半期においても、事務局としての取組は、計画の7割程度と見込んでいた。

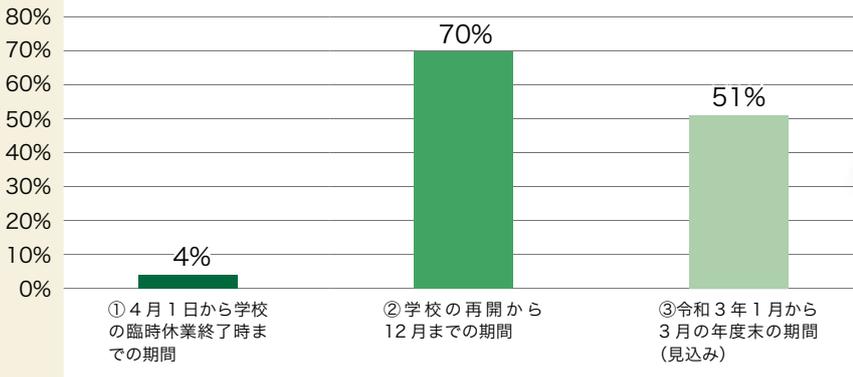
【事務局】 コロナ禍における取組の程度

例年又は年度当初の「地域未来塾」事業計画と比べて、事務局としてのおおよその取組の度合い（30実施地区）



各地域未来塾の取組状況

(平均) 各地域未来塾：活動（取組）の展開度合い

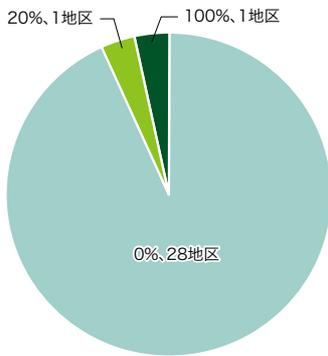


- 学校休業中は、当初計画と比較して4%（平均）と、ほとんどの地域で実施ができなかった。
- 学校再開後は、当初計画に比して7割程度の取組が行われた。
- 第四四半期は、5割程度と、例年又は計画の半分程度の取組が見込まれた。

【各地域未来塾】コロナ禍における取組の程度

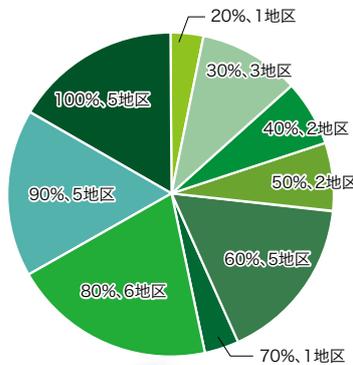
例年又は年度当初の事業計画と比べて、事務局としては把握している「地域未来塾」のおおよその取組の度合い（30実施地区）

① 4月1日から学校の臨時休業終了時までの期間



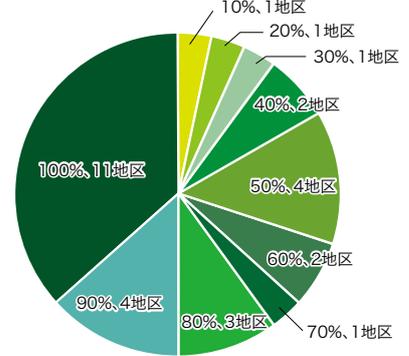
- ・「臨時休業中は、地域未来塾を実施できなかった。」が30実施地区中28地区と最も多く、放課後等に学校で行われることが多い地域未来塾への直接的な影響が見取れる。
- ・従来どおりに実施していたのは、「中学生対象、学校外施設を使用」一件のみである。

② 学校の再開から12月までの期間



- ・学校再開後も平均で約7割の実施地区が「学校毎の判断で実施できないケース等がある」との回答があった。

③ 令和3年1月から3月の年度末の期間（見込み）

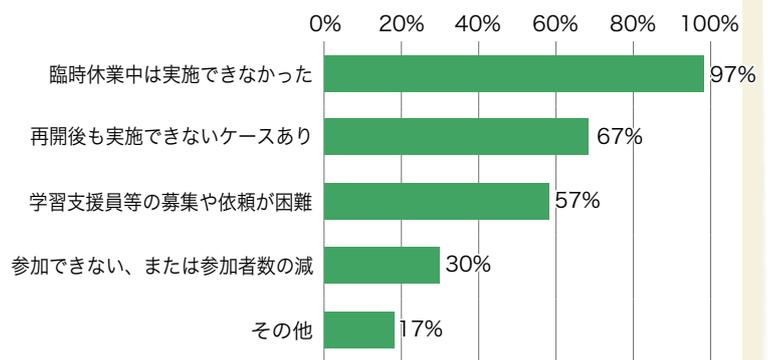


- ・同じ域内においても「再開・実施の判断が学校毎に異なった」との回答があり、域内においても、グラフのように、「実施する・しない」のばらつきがあったことが推測できる。

コロナ禍における活動上の課題

- “学生の帰省”や“高齢者への声掛けを控える”など「学習支援員等の募集や依頼が困難」（約6割）であった。
- “定員を減らす措置”や“参加を控える”などで「児童・生徒等が参加できない、または参加者数が減った」（約3割）との回答もあった。
- 「密を避けるための会場」「対面ではないオンラインの活用」なども、その他の課題として挙げられている。

コロナ禍における地域未来塾活動上の課題（複数回答有）

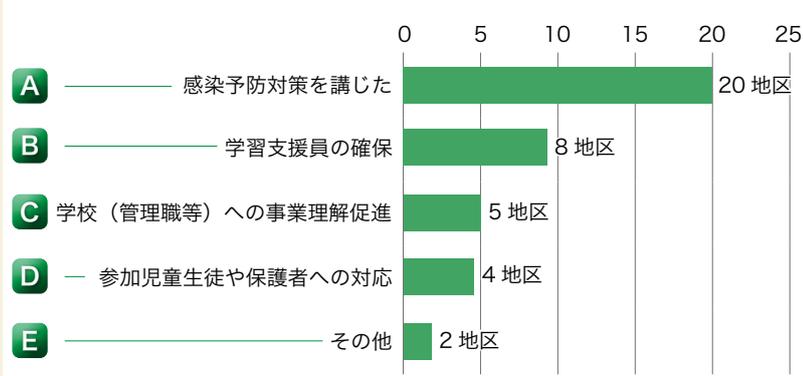


■ コロナ禍に対応した取組事例

コロナ禍を踏まえた特徴的な取組事例についての回答（30 実施地区）をまとめました。

教育委員会事務局の取組事例

各事務局による取組事例（複数回答有）



- 取組として最も回答の多かったのは、「感染予防対策」であった。
- 続いて、「学習支援員の確保」、「学校（管理職等）への事業理解」、「参加児童生徒や保護者への対応」が取組事例としてあげられた。

取組事例（抜粋）

感染予防対策

「情報の提供と共有」

- ・ 学校に準じた感染状況や対策に関する情報
- ・ 具体的な対策方法やチェックリストなどの情報

A

- ・（コーディネーター等関係者にPC及びネットワーク環境が用意されている実施地区）関係者間の情報共有に既存の仕組みを活用したなど

「感染予防」

- ・ 物品の提供：消毒薬、マスク・フェイスシールド、アクリル板等
- ・ 環境整備：学習支援員や児童生徒間のソーシャルディスタンスを図るなどの措置、工夫など

学習支援員の確保

- ・ 域内・近隣大学との連携
- ・ 東京学校支援機構（TEPRO）の人材バンク活用など

B

学校（管理職等）への事業理解

- ・ 事務局としての方針や対策に関する文書や説明の実施

C

参加児童生徒や保護者への対応

- ・ 「ガイドライン」や「健康チェックシート」の送付や検温の徹底

D

その他

- ・ 「状況に応じた予算配分の再調整」、「会場の変更」など

E

各地域未来塾の取組事例

各地域未来塾の特徴的な運営や取組事例（複数回答有）



- 各地域未来塾の現場での取組事例で最もあげられたのは、「感染予防対策」であった。
- 続いて、「地域未来塾再開後の取組」、「学習支援員の募集や来校」、「児童生徒の募集」があげられた。

取組事例（抜粋）

A 感染症対策としての取組

- ・消毒（消毒用品購入、共通に使用する教材 [机等]）や指先）、マスク着用の徹底
- ・密を避ける（会場・教室の増又は分散、机の間隔、少人数）
- ・学校の対応に準じた、又はそれ以上の対策

B 地域未来塾の再開後の取組（感染予防対策以外）

- ・再開の工夫（年間実施回数を減又は増、指導法の工夫、学習リズムのためのプレ期間設定）
- ・対面・参集に寄らない取組（オンライン、自宅学習の課題、検定試験対策を対面指導から添削指導へ）

C 学習支援員の募集や来校時対応

- ・募集（新規募集停止、大学とのより積極的な連携等）
- ・来校時の体調管理（検温、指先の消毒等）

D 児童生徒の募集

- ・周知時の対応（検温等感染症対策の徹底依頼、自由参加から事前申し込み制に変更、対象学年限定による人数制限等）

■ 地域未来塾を実施する上で必要なこと

「コロナ禍において地域未来塾を実施するために必要と考えられること」についての回答（自由記述）を、キーワードとして参考にまとめました。

児童・生徒が安心して地域未来塾に参加できる環境づくりのために

密を避けることが可能な会場の確保

学習支援員の確保

- ・対象及び会場数に見合った数
- ・継続的な確保

学校教育同様の消毒等感染症対策の徹底

- ・ガイドラインの共有
- ・体温チェック
- ・消耗品の確保
- ・こまめな消毒
- ・3密の回避
- ・ソーシャルディスタンスの確保
- ・マスクの着用等

保護者や学校関係者の理解

感染症予防の観点からの実績記録

- ・参加者・関係者の把握
- ・押印の見直し

学習支援としてのリモートの活用

- ・児童・生徒へのタブレットの導入など ICT の利活用

オンラインの活用

- ・HP 活用やオンライン会議、別室からのオンラインによる指導等の支援

好事例の収集及び共有

Ⅲ
東京都
教育委員会の取組

1 令和2年度東京都地域学校協働活動推進事業実施要綱

この要綱は、区市町村が実施する地域学校協働活動推進事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第1 事業の趣旨

未来を担う子供たちの成長を支え、「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、地域と学校が連携・協働し社会総掛かりで教育を行う体制を構築することが必要である。

そのため、子供たちの教育活動等を一層充実していく観点から、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育むための仕組みである「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」とともに、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する活動(以下「地域学校協働活動」という。)を推進する。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地教行法」という。)に定める「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」の導入を踏まえつつ、地域学校協働活動を推進するため、活動の総合化、ネットワーク化を進め、組織的で安定的に継続できる「地域学校協働本部」を整備する。

さらに、地域学校協働活動を通じて、子供たちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子供が安心して暮らせる環境づくりを推進する。

第2 事業名称

東京都(以下「都」という。)は、文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領(学校を核とした地域力強化プラン)」(令和2年3月31日総合教育政策局長・初等中等教育局長決定)の規定による運営委員会の設置、域内の地域学校協働活動の総合的な調整役を担う者(社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員又は地域学校協働活動推進員と同様の役割を担う地域コーディネーター。以下「地域コーディネーター」という。)に対する研修等の実施、地域コーディネーター等の配置及び地域学校協働活動に関する取組を「地域学校協働活動推進事業」(以下「事業」という。)と総称する。

第3 実施主体

事業の実施主体は、区市町村とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

なお、本事業を実施するに当たり、各実施主体は以下の1及び2を満たすことを要件とする。

1 コミュニティ・スクールの導入

区市町村において、以下の(1)から(3)までのいずれかにより地教行法に基づくコミュニティ・スクールを導入していること、又は導入に向けた具体的な計画があること。

- (1) 区市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入していること。
- (2) 市町村において、所管の学校にコミュニティ・スクールを導入するための導入計画を有していること、又は導入に向けた検討を行う会議等を設置していること。
- (3) 事業を実施する当該年度において、所管の学校へのコミュニティ・スクールの導入に向けた検討を行うための会議等を設置すること。

2 地域学校協働活動推進員等を配置すること。

区市町村は、第5の2から4までに示す活動を実施する場合には、地域コーディネーター等を配置すること。

第4 設置単位

地域学校協働本部は、学校区を基本的な設置単位とする。ただし、地域の実情に応じて、区市町村域等を単位とした設置が適当と認められる場合は、この限りでない。

第5 事業の内容

区市町村は、事業の実施に当たり、これまでの学校支援活動などを基盤として「支援」から「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参画を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。

なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称を使用することも可能である。

区市町村における事業の内容は、次に掲げるものとする。

1 運営委員会の設置

(1) 区市町村は、域内の地域学校協働活動の運営方法等を検討する運営委員会を設置する。

なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

(2) 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、域内の学校へのコミュニティ・スクールの導入、事業の検証・評価等を行う。

(3) 運営委員の選定に当たっては、コミュニティ・スクールの導入を踏まえて地域学校協働活動を推進する趣旨に鑑み、実情に応じて、行政関係者（教育委員会（学校教育部局及び社会教育部局）、福祉部局及びまちづくり担当部署等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

2 必要な人員の配置

(1) 地域コーディネーター

区市町村は、地域コーディネーターを配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、保護者等と連携しながら活動を行うものとする。地域コーディネーターの選任に当たっては、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者が望ましい。

地域コーディネーターは、域内の地域学校協働活動の連携についての各種調整のほか、学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。

また、事業の実施に当たっては放課後子供教室等の活動間の連携を図るよう努めること。

(2) 統括コーディネーター

区市町村は、本事業の趣旨に基づき、主として域内における地域学校協働本部の体制づくりを推進するため、統括的な地域学校協働活動推進員又は統括コーディネーター（以下「統括コーディネーター」という。）を原則として配置する。

統括コーディネーターは、域内の地域コーディネーターを統括する立場として、地域コーディネーター間の連

絡・調整、地域コーディネーターの確保・人材育成のほか、未実施地域における取組の促進等を図るために必要な活動を行う。

また、区市町村は配置した統括コーディネーターの内から原則として1名を都へ推薦するものとし、東京都教育委員会は、その統括コーディネーターに対して、東京都地域学校協働活動推進員として委嘱を行う。

(3) 協働活動支援員

主に「授業の支援」「部活動指導」等の支援を中心的に担う人材として、地域学校協働活動の支援を実施する者（以下「協働活動支援員」という。）を置くことができる。

(4) 協働活動サポーター

プログラムの実施のサポートや子供たちの安全を管理する者（以下「協働活動サポーター」という。）を置くことができる。

(5) 学習支援員

小・中・高校生等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（地域未来塾）等において、特別な知識や経験等を活用し、協働活動支援員では行うことのできない学習支援を実施できる者（以下「学習支援員」という。）を置くことができる。

3 研修等の実施

(1) 区市町村は、域内の地域コーディネーター等に対して、地域学校協働活動の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、地域コーディネーターの資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修等を実施するよう努めることとする。

(2) 区市町村は、地域学校協働活動に関わる協働活動支援員等に対して、活動推進に必要な研修や情報交換・情報共有等を実施するよう努めることとする。

4 地域学校協働活動の実施・運営

地域学校協働活動の実施・運営に当たっては、地域学校協働本部及び地域の実情に応じた仕組みの下で、取組の内容に応じて必要な人員を配置し、無償ボランティアを含む地域の様々な人材の参画を得て、様々な地域学校協働活動を総合化・ネットワーク化を進めつつ実施するよう努めるとともに、活動の充実を図ることとする。

なお、本事業において補助の対象とする地域学校協働活動に含まれる取組は、以下の内容を有するものとする。

(1) 「学校における働き方改革」を踏まえた活動

学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、未来を担う子供たちの育成を学校のみ委ねることは不可能であり、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たし、社会総がかりで教育活動を行うことが求められる。このことを踏まえ、地域と学校の連携・協働の下「学校における働き方改革」に取り組むことにより、子供たちが地域全体に見守られ、安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動を行う。

なお、活動の実施に当たっては、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）なども参考とすること。

(2) 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動

全ての児童生徒を対象として、地域の人材の協力を得て、主に以下の取組により地域と学校の連携・協働による学習支援及び体験活動を行う。

ア 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子供たちの安全・安心な活動場所を確保

し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（「放課後子供教室」を除く。）。

イ 学習支援員を活用し、小・中・高校生等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（地域未来塾）

第6 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする区市町村は、都が指定する期日までに、事業計画書を提出するものとする。

第7 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた区市町村は、都が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

第8 費用

- 1 都は、第3から第5までに規定する要件を満たす事業（一部を委託して実施する場合も含む。）に対して、予算の範囲内で補助するものとする。
- 2 区市町村は、事業の事業費を積算する際（事業の一部を委託して実施する場合も含む。）の補助対象経費は、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費及び委託費とし、以下の基準に基づき計上することとする。

(1) 諸謝金について

統括コーディネーター、地域コーディネーター、協働活動支援員、学習支援員等の謝金単価は別表の金額を上限とする。

なお、各人員の配置については、各地域の実情に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

(2) 旅費について

地域学校協働活動の実施に係る旅費の取扱いについては、別表のとおりとする。

(3) 消耗品費について

受益者負担の観点から、地域学校協働活動の実施に係る個人に給する経費は対象外とする。

(4) 保険料について

ア 受益者負担の観点から、地域学校協働活動に参加する子供や保護者に係る経費は対象外とする。

イ 雇用保険は対象外とする。

(5) その他

ア 補助対象とする経費については、各地方公共団体や学校、PTA等の通常の活動に係る経費と明確に区別し、まぎれのないようにすること。

また、それぞれ所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めること。

イ 飲食物費（都が認める会議費以外のもの。）及び交際費に該当する経費は対象外とする。

第9 その他留意事項

- 1 本事業の実施に当たっては、「放課後子供教室事業」その他関連事業を実施している場合には当該事業と連携した取組となるよう努めること。
- 2 本事業の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、多くの地域の方々の参画を得て実施することにより、地域社会

全体の教育力の向上を図るとともに、学校関係者や保護者、地域住民等、実際の活動に取り組む関係者間で目的を共有し、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携協力して、子供の教育活動を支援する仕組みづくりの推進に努めること。

3 地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の実施に当たっては、子供たちが学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、子供の多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めること。

4 事業の一部を社会教育団体等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。

5 本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、区市町村においては、事業実施前に地域学校協働活動に参画した地域住民等の数等、地域の実情に応じた目標を設定すること。

また、事業実施後に設定した目標の達成度合いについて検証・評価等を行うこと。

6 この要綱に定めるもののほか、補助金交付及び事業の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。



2 東京都教育委員会における地域学校協働活動推進の取組

東京都教育委員会では、広域的な立場から地域における地域学校協働活動の取組を支援するため、主に次の取組を実施しています。

東京都 地域学校協働活動等推進委員会

都内の地域学校協働活動等の総合的な在り方の検討などを行っています。

第1回	令和2年6月12日 (金曜日)	1 令和2年度 国庫補助事業「学校・家庭・地域連携協力推進事業（学校を核とした地域力強化プラン）」について 2 地域学校協働活動等に関する教育庁内各事業の現状について 3 今後の事業推進に向けた課題と方向性等について
第2回	令和3年2月25日 (木曜日) 書面開催	1 令和2年度地域学校協働活動等に関する教育庁内各事業の実施状況の把握 2 令和3年度の事業推進について

統括コーディネーター会議

都教育委員会は、社会教育法第六条第二項に基づき域内の協働活動の活性化と拡充を図るため、令和元年度から地域学校協働活動推進事業実施地区に推進員を配置し、令和2年度に2年目をむかえました。

推進員は、都教育委員会の施策に協力する統括的な推進員として位置付け、地域学校協働活動推進事業実施地区間の情報の共有を図るとともに、域内における地域学校協働活動の推進に関する取組を行っています。

	月 日 / 会 場	内 容 等	出席者数 地 区 数
第1回	令和2年9月25日 東京都教職員研修センター 121研修室	(1) 国及び東京都の施策・方針の説明 (2) 統括コーディネーターの取組に関する協議※ ア 地域コーディネーター支援について イ 教育支援プログラム活用促進	出席者数28人 25地区
第2回	令和2年10月19日 東京都教育委員会室	地域学校協働活動推進フォーラムの企画運営	出席者数4人 4地区
第3回	令和2年11月10日 東京都教育委員会室(オンライン 併用)	地域学校協働活動推進フォーラムの企画運営	出席者数4人 4地区
第4回	令和2年12月15日 東京都教職員研修センター111 研修室(オンライン併用)	(1) 地域学校協働活動推進フォーラムの運営 (2) 「統括コーディネーター」の役割	出席者数27人 25地区
第5回	令和3年1月25日 東京都教育委員会室	地域学校協働活動推進フォーラムの運営	出席者数3人 3地区
第6回	令和3年1月30日 東京都教育委員会室(オンライ ン開催)	令和2年度東京都地域学校協働活動推進フォーラムについて	出席者数21人 19地区

事業普及活動

東京都生涯学習情報（HP「地域学校協働活動推進事業」）

地域学校協働本部及び地域未来塾の取組について紹介しています。

<https://www.syougai.metro.tokyo.lg.jp/sesaku/shien.html>

東京都 地域学校協働活動

検索

令和2年度東京都地域学校協働活動推進フォーラム（オンライン開催）

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校と地域との連携協働の推進が求められています。区市町村における地域学校協働活動の推進に関する課題のひとつは、「学校運営協議会と地域学校協働活動との一体的推進」です。

この課題を踏まえつつ都内で展開されている多様な取組事例を取り上げ、地域学校協働活動関係者（行政職員、統括コーディネーター、地域コーディネーター、学校（教員）等）が、現状や課題についての理解を深め、各地域の実情に応じた今後の取組の参考にしていただく契機として開催しました。

新型コロナウイルス感染症対策として、参集型ではなく、インターネット配信等による開催としました。「統括コーディネーター会議」における取組報告や課題の共有を踏まえ、プログラム内容の企画及び当日の運営を行いました。

※以下「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」を「CS」と言う。

日時

フォーラム開催コアタイム ライブ配信

令和3年1月30日（土曜日）午後1時30分から3時30分

ホームページ及び配信動画アーカイブ閲覧期間

令和3年1月30日（土曜日）配信終了後から2月26日（金曜日）午後5時まで

対象

ア 各区市町村地域学校協働活動関係者

- ① 区市町村教育委員会担当者（地域学校協働本部・地域未来塾、CS担当等）
- ② 統括コーディネーター
- ③ 地域コーディネーター
- ④ 学校関係者（管理職及び教員）

イ その他関心のある者（地域教育推進ネットワーク東京都協議会会員団体等）

閲覧方法

各教育委員会の窓口（地域学校協働活動、CS等）を通じて関係者に周知し、開設するフォーラム用ホームページへのアクセス方法を案内することで、定員は設けず、事前の申込みはなしで、フォーラム当日開催時間にパソコン又はスマートフォン等からの閲覧を可能とした。

配信会場

東京都教育庁（教育委員会室からの配信）



フォーラムコンテンツ

● 1月30日フォーラムライブ配信

ア 主催者挨拶

イ 第1部「コミュニティ・スクール」の導入に学ぶ 午後1時30分から2時30分

- ・ 基調提起「あらためて、なぜCSなのか」
- ・ 「導入で変わった・わかった！VOICE」BY コミュニティ・スクール設置地区

ウ 第2部 多様な地域学校協働活動の取組事例に学ぶ 午後2時45分から3時30分

- ・ 事例紹介「コロナ禍における地域学校協働活動、コーディネートの展開」
- ・ 事例発表「一体的推進による多様な地域学校協働活動」



● 1月30日対象限定企画

統括コーディネーターオンライン会議 午後3時45分から4時45分

● フォーラム専用ホームページ 令和3年1月30日(土曜日) 配信終了後から2月26日(金曜日) 午後5時まで

ア 企業・NPO等による“教育プログラム”オンライン見本市
イ 地域学校協働活動関連サイト紹介



閲覧実績

1月30日フォーラムライブ配信視聴回数 231回

フォーラムライブ配信アーカイブ総視聴回数 1,628回 (1月30日から2月26日まで)

アンケート自由意見（抜粋）

学校（管理職）：基調講演は大変分かりやすく、CS委員に説明するのにも参考になった。後半の事例紹介には勇気もらい、生徒が地域の未来像を描く、というのはコミュニティ・スクールへの発展に大事な視点だと感じた。

学校（管理職）：オンラインでのフォーラム、大変良い試みだった。校内研修で活用したい。

CS委員：地域学校協働活動と学校運営協議会は、同じ目的のものを2つ作ったという認識でこれまで疑問だったが、フォーラムを視聴して具体的にその違いを理解することができた。

統括コーディネーター：いまなぜCSかということに少し疑問を持っていた。学校評議員会とは異なり、対等な立場であることを法的に明記したCSで議論することが必要。という言葉でその疑問が解けた。

地域コーディネーター：他の地域での活動は、非常に参考になるとともに、自分ももっと何かできるのではないかと気持ちを持った。オンライン開催でも十分に内容が伝わった。

地域コーディネーター：コロナ禍でも活動できること、事例を紹介してもらって大変参考になった。



フォーラム配信動画の閲覧について

令和3年1月30日（土曜日）に、フォーラムのオンライン配信を行いました。その際の配信動画及び取組事例の紹介動画を、東京都生涯学習課チャンネルにおいて、引き続き公開しています。当該のURLを直接入力することで閲覧可能な公開状態（「限定公開」）です。

■ フォーラムライブ配信動画

- 令和3年1月30日にライブ配信した動画のアーカイブです。（1時間56分36秒）
<https://youtu.be/GpRnzGW8etg>



■ 第1部 「コミュニティ・スクール」の導入に学ぶ

- 基調提起「あらためて、なぜCSなのか」（動画29分51秒）
講師：相田康弘（文部科学省CSマイスター、山口県光市立浅江中学校教頭）
<https://youtu.be/F3t8hbW7Ies>



- 「導入で変わった・わかった！VOICE」BY コミュニティ・スクール設置地区
小平市立小平第五小学校 学校経営協議会（動画5分21秒）
<https://youtu.be/ds1KTQe4uAQ>



板橋区立北前野小学校 コミュニティ・スクール委員会（動画6分45秒）
<https://youtu.be/Jifb2snZEjM>



杉並区立杉並和泉学園 学校運営協議会（動画8分03秒）
https://youtu.be/3MYiY_RYxzl



■ 第2部 多様な地域学校協働活動の取組事例に学ぶ

- 事例紹介「コロナ禍における地域学校協働活動、コーディネートの展開」
品川区内の取組と浜川小学校でのチャレンジ（動画5分50秒）
<https://youtu.be/Yu1O69tGgv0>



江東区立第三砂町中学校 三砂支援の会の取組（動画6分06秒）
<https://youtu.be/5zVXJ06jHow>



- 事例発表「一体的推進による多様な地域学校協働活動」
舟渡小学校支援地域本部「ここから始まる新しい学校～地域が全力で応援し、学校の可能性を拓く～」（動画3分58秒）
<https://youtu.be/l6DqKACpgRU>



多摩市立豊ヶ丘小学校地域学校協働本部「緑豊かな学校林でかかわり、つながりを大切に活動しています！～考え実行する子どもたちの育成を目指して～」（動画4分09秒）
<https://youtu.be/Hp1saueYuno>



駒本小学校支援地域本部「『どの子どもも安心して学校へ通い、学びへの意欲を伸ばすことが出来る』インクルーシブ教育環境を目指して」（動画4分00秒）
<https://youtu.be/eVqFT5a81KA>



三鷹の森学園コミュニティ・スクール委員会「地域は学びのキャンパス：子供たちの生きる力を学校と地域で育てています」（動画3分59秒）
<https://youtu.be/bMfCrfjbMew>



杉並和泉学園 学校支援本部「『子供が育ち、人が生きる地域』づくり—学園を支える応援団—」（動画4分12秒）
https://youtu.be/2aYK_4prL9I



■ 動画の活用について

- 地域学校協働活動又は学校運営協議会関係者に引き続き御案内していただき、事業理解等で御活用ください。
 - 計画的な活用（関係者対象の研修内での使用、校内研修での活用、広報・HPへのURL掲載等）の場合は、使用について事務局（東京都生涯学習課）までメールにて御一報ください。
- メールタイトル「フォーラム動画使用について」、本文に使用者、目的、対象、使用日（期間）を記載し、「ml-sy-gakosien@section.metro.tokyo.jp」宛てに送信願います。

Ⅳ

令和元年度 区市町村における 地域学校協働活動の 取組実績

1 令和元年度区市町村における地域学校協働活動の取組

基本情報①

実施地区名	所管部課名	運営委員会名	地域学校協働本部名称	コーディネーター（地域学校協働活動推進員）名称
1 港区	教育委員会事務局教育推進部 生涯学習スポーツ振興課	港区地域学校協働活動推進事業 運営委員会	港区地域学校協働本部	地域コーディネーター
2 新宿区	教育委員会事務局教育支援課	新宿区土曜事業運営委員会	理科実験教室	統括コーディネーター
3 文京区	教育委員会 教育総務課	学校支援地域本部事業実行委員会	学校支援地域本部	地域コーディネーター
4 墨田区	墨田区教育委員会事務局 地域教育支援課	学校支援ネットワーク実行委員会	学校支援ネットワーク本部	地域コーディネーター
5 江東区	教育委員会事務局地域教育課	江東区学校支援地域本部事業説 明会	〇〇学校支援地域本部、〇〇フ ァンクラブ、〇〇応援団等	コーディネーター
6 品川区	教育委員会事務局指導課	品川コミュニティ・スクール推進検 討会及び品川教育検討委員会	学校支援地域本部	学校地域コーディネーター
7 大田区	教育総務部教育総務課	大田区学校支援地域本部事業実 行委員会	スクールサポート	学校支援コーディネーター
8 世田谷区	教育委員会事務局 生涯学習・地域学校連携課	学校を地域で支えるしくみの検討 委員会	「各区立小・中学校名」学校支 援地域本部	学校支援コーディネーター
9 杉並区	杉並区教育委員会事務局 学校支援課	学校支援本部運営懇談会	学校支援本部	学校・地域コーディネーター
10 北区	教育振興部 生涯学習・学校地 域連携課	北区スクールコーディネーター連 絡協議会	東京都北区学校支援地域本部	スクールコーディネーター
11 板橋区	教育委員会事務局 地域教育 力推進課	板橋区地域学校協働本部連絡会	学校支援地域本部、〇〇応援 団、チーム〇〇 ほか	地域学校協働活動推進員（地 域コーディネーター）
12 練馬区	教育振興部 教育指導課	練馬区学校・地域連携推進委員会	学校支援推進協議会	学校支援コーディネーター
13 葛飾区	教育委員会事務局 地域教育 課	葛飾区学校地域応援団実行委員会	学校地域応援団	地域コーディネーター
14 江戸川区	教育委員会事務局教育推進課	江戸川区学校応援団運営委員会	学校応援団	コーディネーター
15 八王子市	学校教育部指導課	八王子市立学校教育支援人材バン ク	八王子市立学校教育支援人材 バンク学校事務局	学校コーディネーター（地域学 校協働活動推進員）
16 立川市	教育部生涯学習推進センター・ 教育部指導課	学校運営協議会	地域学校協働本部	地域学校コーディネーター
17 武蔵野市	教育部指導課教育推進室	開かれた学校づくり協議会代表 者会	開かれた学校づくり協議会	地域コーディネーター
18 三鷹市	教育部指導課	コミュニティ・スクール会長・副会 長連絡会	コミュニティ・スクール委員会	コミュニティ・スクール推進員
19 府中市	教育部指導室	コミュニティ・スクール事業推進運 営委員会	各学校ごとに設定 共育本部な ど	地域コーディネーター
20 調布市	教育部 指導室	調布市 地域学校協働本部 運 営連絡会	調布市立学校 地域学校協働 本部	地域コーディネーター
21 町田市	学校教育部指導課	町田市学校支援運営委員会	町田市学校支援センター（地域 学校協働本部）事業	学校支援ボランティアコディ ネーター
22 小平市	教育部地域学習支援課	地域学校協働本部運営委員会	小平市地域学校協働本部	学校支援コーディネーター
23 日野市	教育部生涯学習課	日野市学校支援ボランティア推進 協議会運営委員会	学校支援地域本部	学校支援コーディネーター
24 福生市	教育委員会教育部生涯学習推 進課	福生市学校支援運営委員会	学校支援地域組織	学校支援コーディネーター
25 狛江市	教育部社会教育課	狛江市学校支援地域本部	狛江市学校支援地域本部	学校支援コーディネーター
26 清瀬市	教育部 生涯学習スポーツ課	清瀬市学校支援本部事業運営委 員会	清瀬市学校支援本部	地域コーディネーター
27 武蔵村山市	教育委員会教育部文化振興課	土曜日チャレンジ学校運営委員会	武蔵村山市地域学校協働本部	地域コーディネーター
28 多摩市	教育部教育振興課	地域学校協働活動推進委員会	〇〇地域学校協働本部、〇〇学 校支援地域本部	地域学校協働活動推進員、教 育連携コーディネーター
29 稲城市	教育部指導課	稲城市学校支援実行委員会	稲城第一・二・三・四・五・六中 学校地域支援本部（地域学校協 働本部）	学校支援コンシェルジュ
30 羽村市	羽村市教育委員会生涯学習部 学校教育課	学校支援運営委員会	羽村市学校支援地域本部事業	学校支援地域本部コディネ ーター
31 あきる野市	教育部生涯学習推進課	あきる野市地域教育協議会	学校支援地域本部	地域コーディネーター
32 日の出町	学校教育課	日の出町地域学校協働活動推進 事業運営委員会	日の出町地域学校協働本部	地域コーディネーター

※41～51頁は、「令和元年12月時点の元年度区市町村地域学校協働活動推進事業実施状況」調査回答を集計をもとに改訂したものです。

基本情報②

実施地区名	実施校数 ()内設置校数										地域コーディネーター数 ()内「地域学校協働活動推進員」委嘱数										統括的コーディネーター数				
	小学校		中学校		義務教育学校		その他(幼稚園、小中一貫教育校等)		合計		地域学校協働本部対象校割合	小学校		中学校		義務教育学校		同、中学校区、小中一貫		その他		合計		推進員委嘱割合	
1 港区	10	(18)	6	(10)			2	(12)	18	(40)	45%	23		12						6		41		2	
2 新宿区	29	(29)	10	(10)					39	(39)	100%									30		30		1	
3 文京区	16	(20)	7	(10)					23	(30)	77%	102		46								148		1	
4 墨田区	25	(25)	10	(10)					35	(35)	100%						11					11		1	
5 江東区	45	(45)	23	(23)	1	(1)			69	(69)	100%	157		81		3						241		1	
6 品川区	31	(31)	9	(9)	6	(6)			46	(46)	100%	52		11		21						84		2	
7 大田区	59	(59)	28	(28)					87	(87)	100%	191		85								276		1	
8 世田谷区	61	(61)	29	(29)					90	(90)	100%	170		56						(1)		226	(1)	1	
9 杉並区	40	(40)	22	(22)			1	(1)	63	(63)	100%	141		78			18			(1)		237	(1)	1	
10 北区	35	(35)	12	(12)					47	(47)	100%	73		23								96		1	
11 板橋区	51	(51)	22	(22)					73	(73)	100%	170	(170)	65	(65)							235	(235)	100%	1
12 練馬区	64	(64)	32	(32)			4	(4)	100	(100)	100%	86		42			1		5			134		1	
13 葛飾区	49	(49)	24	(24)					73	(73)	100%	55		23			3					81		1	
14 江戸川区	70	(70)	33	(33)				(6)	103	(109)	94%	70		33								103		1	
15 八王子市	70	(70)	38	(38)					108	(108)	100%	94	(94)	55	(55)							149	(149)	100%	
16 立川市	19	(19)	9	(9)					28	(28)	100%	29		5			9					43		1	
17 武蔵野市	12	(12)	6	(6)					18	(18)	100%	12		6								18		1	
18 三鷹市	15	(15)	7	(7)					22	(22)	100%						13	(13)				13	(13)	100%	1
19 府中市	22	(22)	11	(11)					33	(33)	100%	33		25								58		1	
20 調布市	12	(20)	8	(8)					20	(28)	71%	28		18								46		1	
21 町田市	42	(42)	20	(20)					62	(62)	100%	67	(67)	26	(26)							93	(93)	100%	9
22 小平市	19	(19)	8	(8)					27	(27)	100%	35		14								49		1	
23 日野市	17	(17)	4	(8)					21	(25)	84%	41		4								45		1	
24 福生市	7	(7)	3	(3)					10	(10)	100%	17	17	5	(5)							22	(22)	1	
25 狛江市	1	(6)		(4)					1	(10)	10%	1										1		1	
26 清瀬市	8	(8)	4	(4)					12	(12)	100%	10		4			3					17		100%	1
27 武蔵村山市	9	(9)	4	(5)					13	(14)	93%								2	(2)		2	(2)	100%	
28 多摩市	17	(17)	9	(9)					26	(26)	100%	17	(4)	10	(2)							27	(6)	22%	1
29 稲城市	12	(12)	6	(6)					18	(18)	100%						19	(19)				19	(19)	100%	1
30 羽村市	7	(7)	3	(3)					10	(10)	100%			1	(1)							1	(1)	100%	1
31 あきる野市	8	(10)		(6)					8	(16)	50%	25										25		1	
32 日の出町	3	(3)	2	(2)					5	(5)	100%	3		2								5		1	
合計	885	(912)	409	(431)	7	(7)	7	(23)	1308	(1373)		1702	(352)	730	(154)	24		77	(32)	43	(4)	2576	(542)		40

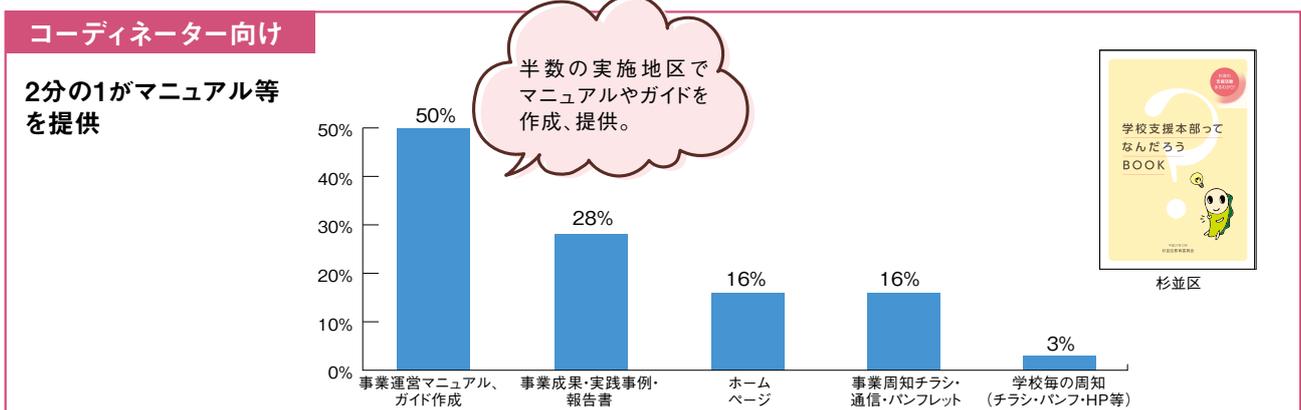
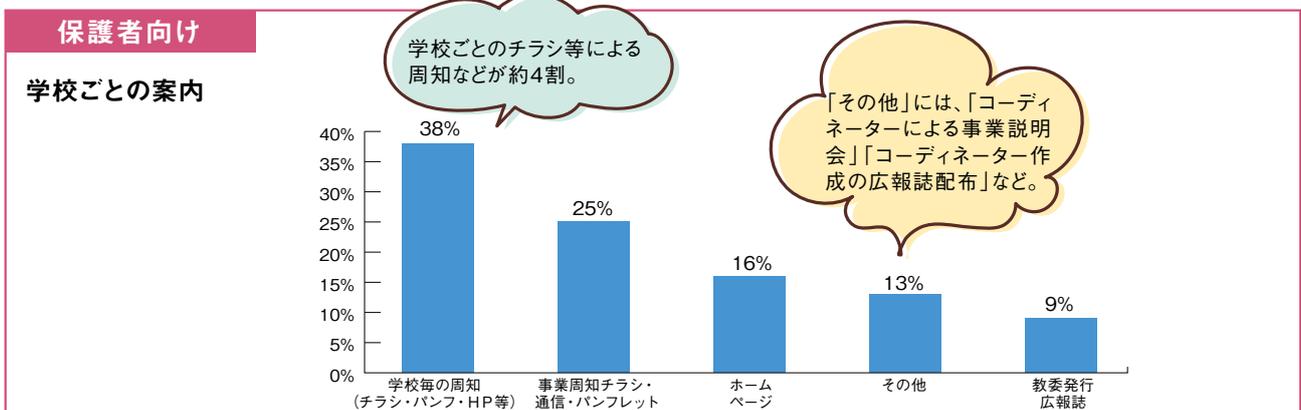
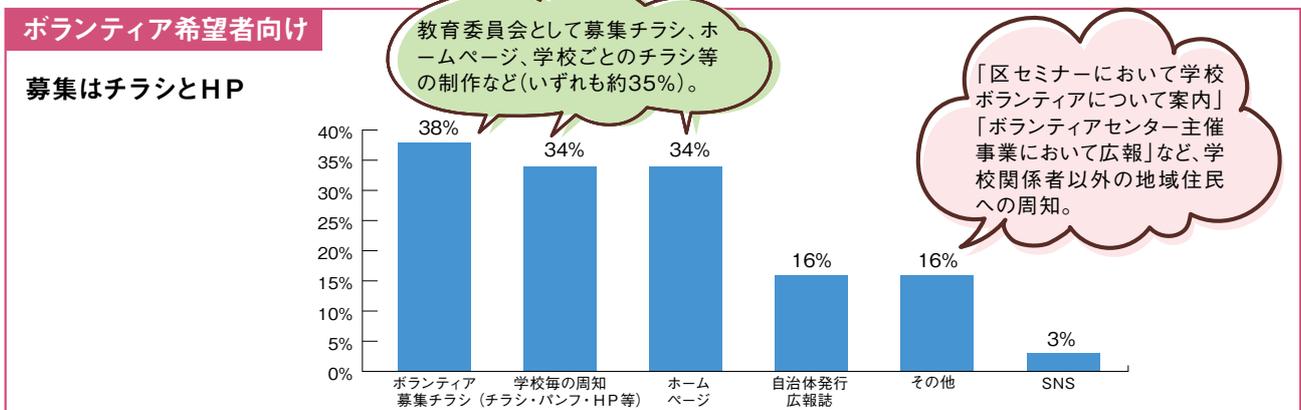
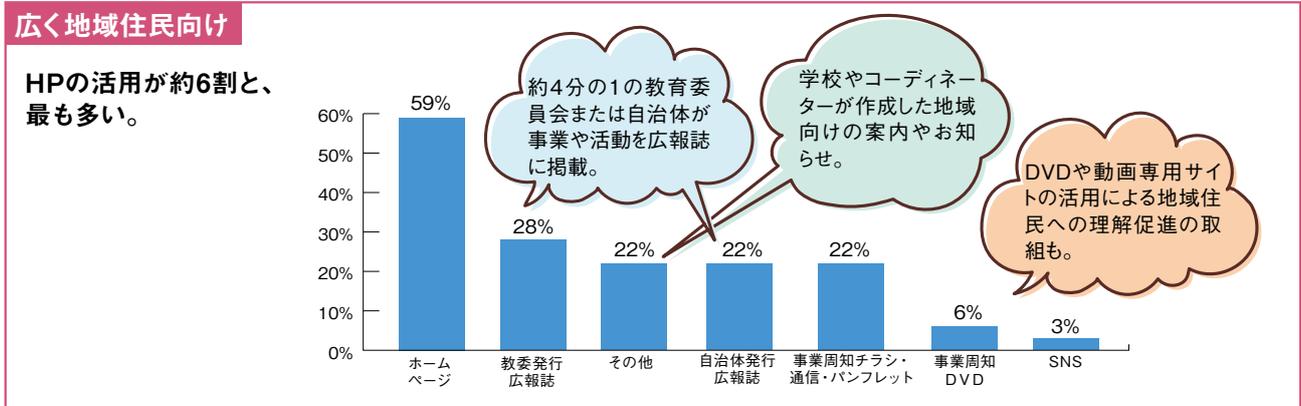
事業方針位置付け

実施地区名	事業方針											
	条例	名称	基本構想 ・基本計 画 計画 (ビジョン) 等	名称	教育振興基 本計画(教 育ビジョン 教育大綱 基本計画・ 構想等)	名称	生涯学習 推進計画	名称	学校教育 計画	名称	その他	名称
1	港区		○	港区基本計画	○	港区教育ビジョン	○	港区生涯学習推進計画	○	港区学校教育推進計画		
2	新宿区				○	新宿区教育ビジョン2018					○	サイエンスプログラムの推進事業実施要綱
3	文京区		○	文京区基本構想実施計画	○	文京区教育大綱						
4	墨田区		○	墨田区子ども・子育て支援事業計画	○	すみだ教育指針(墨田区教育振興基本計画)					○	墨田区こども・若者計画
5	江東区		○	江東区長期計画	○	教育推進プラン・江東						
6	品川区		○	品川区長期基本計画	○	品川区教育大綱						
7	大田区				○	おおた教育ビジョン						
8	世田谷区				○	地域が参画する学校づくり～地域運営学校の充実、学校を支援する効率的な体制の検討～						
9	杉並区				○	杉並区教育ビジョン2012推進計画						
10	北区		○	北区基本計画	○	北区教育ビジョン						
11	板橋区				○	いたばし学び支援プラン2021						
12	練馬区		○	第二次みどりの風吹くまちビジョン	○	練馬区教育振興基本計画 練馬区教育・子育て大綱						
13	葛飾区				○	葛飾区教育振興基本計画						
14	江戸川区				○	「江戸川区教育大綱(平成28年3月)」						
15	八王子市		○	八王子市教育振興基本計画(ビジョンはちおうじの教育)	○	八王子市教育振興基本計画(ビジョンはちおうじの教育)の「学校・家庭・地域の連携による教育力の向上」	○	八王子市生涯学習プラン	○	八王子市立学校の管理運営に関する規程による各校の学校教育計画		
16	立川市		○	立川市第4次長期総合計画	○	第2次学校教育振興基本計画					○	主要施策で「ネットワーク型の学校経営システムの構築」
17	武蔵野市		○	武蔵野市第五期長期計画(H24～33年度)、同調整計画(H28～32年度)	○	第二期武蔵野市学校教育計画(平成27年度～31年度)					○	平成31年度武蔵野市教育委員会基本方針
18	三鷹市		○	第4次三鷹市基本計画(第1次改訂)	○	三鷹市教育ビジョン2022(第1次改訂)			○	教育課程・教育計画		
19	府中市						○	府中市生涯学習推進計画	○	府中市学校教育プラン		
20	調布市		○	調布市基本計画	○	調布市教育プラン						
21	町田市		○	町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」『学校と地域の連携強化』・町田市5ヵ年計画17-21『地域と連携した教育活動』	○	町田市教育プラン2019-2023『家庭・地域の教育力を高める』			○	「地域と連携した学校教育年間計画」		
22	小平市		○	第三次長期総合計画基本構想	○	小平市教育振興基本計画						
23	日野市		○	第3次日野市学校教育基本構想	○	日野市総合教育大綱(学びと育ちの日野ビジョン)	○	生涯学習推進基本構想・基本計画(日野まなびあいプラン)			○	日野市学校支援ボランティア推進協議会事業要綱 教育委員会主要施策において、学校支援活動の充実
24	福生市				○	福生市教育振興基本計画	○	第2期福生市生涯学習推進計画(修正後期)				
25	狛江市				○	狛江市教育大綱・第2期狛江市教育振興基本計画の中で学習機会の提供および教育環境の整備に基づいた施策として位置づけている。						
26	清瀬市		○	第4次清瀬市長期総合計画 清瀬市まち・ひと・しごと創生総合戦略	○	第2次清瀬市教育総合マスタープラン					○	清瀬市学校支援本部事業実施要綱
27	武蔵村山市				○	平成31年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業	○	武蔵村山市第四次生涯学習推進計画				
28	多摩市		○	第五次多摩市総合計画第3期基本計画	○	多摩市教育振興プラン(改訂版)						
29	稲城市				○	稲城市教育振興基本計画						
30	羽村市	○	羽村市生涯学習基本条例	○	第五次羽村市長期総合基本計画	○	羽村市の教育大綱	○	羽村市生涯学習基本計画	○	羽村市小中一貫教育基本計画	
31	あきる野市				○	あきる野市教育基本計画(第2次計画)後期実施計画						
32	日の出町				○	日の出町教育委員会の基本方針及び主要施策	○	日の出町教育推進計画			○	主要施策において、学校支援活動の充実

地域住民等への広報活動

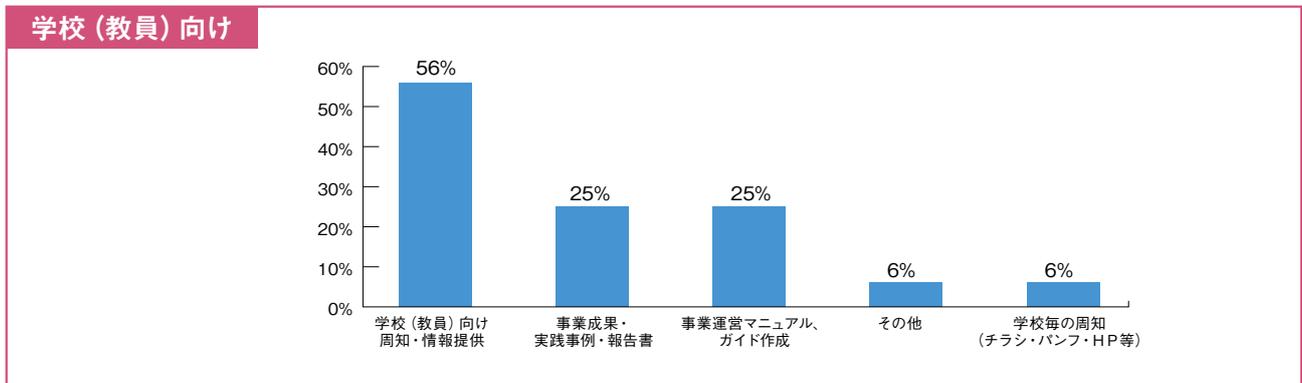
●地域学校協働活動の取組について、どのような媒体を通じて地域住民等各関係者に、広報活動や事業理解を図っているのでしょうか。32実施地区における対象別の取組傾向です。

※32実施地区のうち、取組のある地区の割合を%で示しています。（複数回答有）



学校（教員）向け広報

- 対象別の広報活動を見ると、なんらかの「広く地域住民等対象」約9割について、約8割の実施地区が学校（教員）対象の事業理解促進のための広報活動を行っています。（その他ボランティアやコーディネーター対象は6割程度）
- 多くの実施地区において教員向けに「周知・情報提供」として、事業の理解促進のためのパンフレット、授業支援に関する情報提供、機会をとらえての説明、取組の共有のための報告集制作などの取組が行われています。
※32実施地区のうち、取組のある地区の割合を%で示しています。（複数回答有）



周知・情報提供事例紹介①

●パンフレット・情報誌

事業理解促進のためのパンフレットや取組を紹介する情報誌を発行

(例)

- ・品川区「コミュニティスクールパンフレット」



- ・世田谷区「学校を地域で支えるしくみ 地域運営学校」
- ・武蔵野市「広報誌」発行
- ・府中市「府中版コミュニティ・スクールの実施について」
- ・町田市「VC ニュース『支援』」



- ・多摩市「情報誌」発行

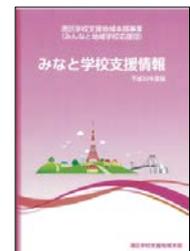
周知・情報提供事例紹介②

●出前授業紹介

企業・NPO等による出前授業等の情報を掲載したニュース等を発行し、教員に情報提供

(例)

- ・港区「みなと学校支援ニュース」



- ・墨田区「出前授業」メニュー紹介

周知・情報提供事例紹介③

●説明会・学習会

教員が参加する機会での事業説明や、地域学校協働をテーマとし教員を対象とした研修や説明会の実施

(例)

- ・杉並区「分区連絡学習会」
- ・北区「教職員研修」における説明
- ・練馬区「研修開催（コーディネーターと共同）」
- ・小平市「副校長との情報交換会」
- ・清瀬市「年度当初の校長会等での事業説明」
- ・あきる野市「次年度実施希望校の管理職対象説明」

事業成果・実践事例・報告事例紹介

●事例・報告集

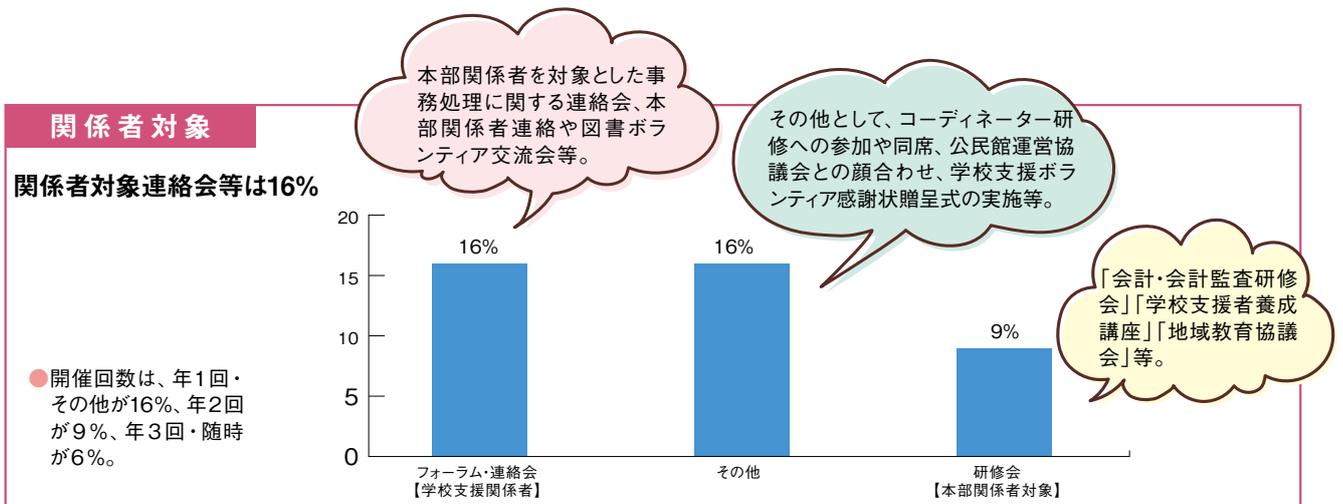
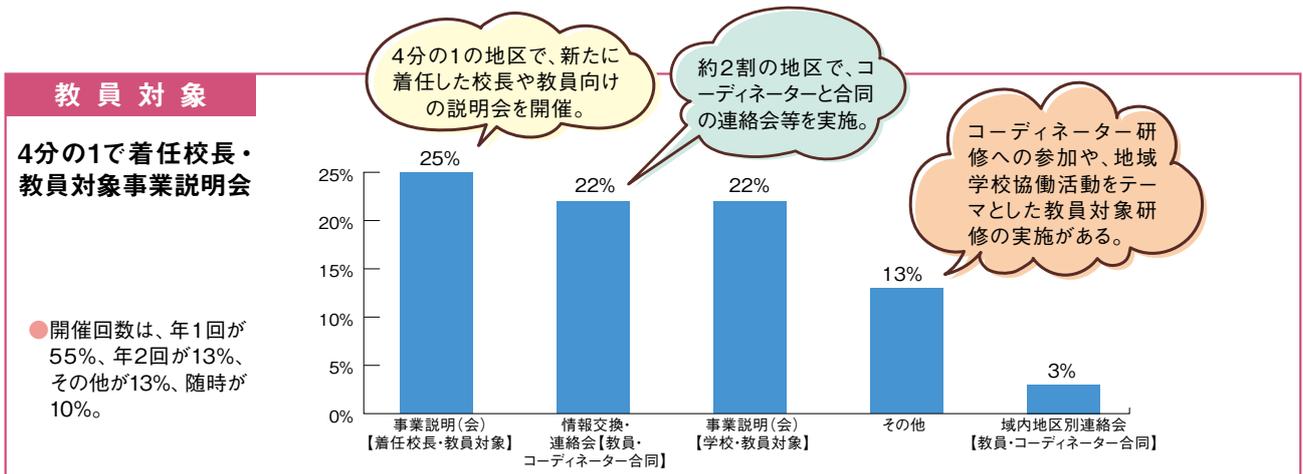
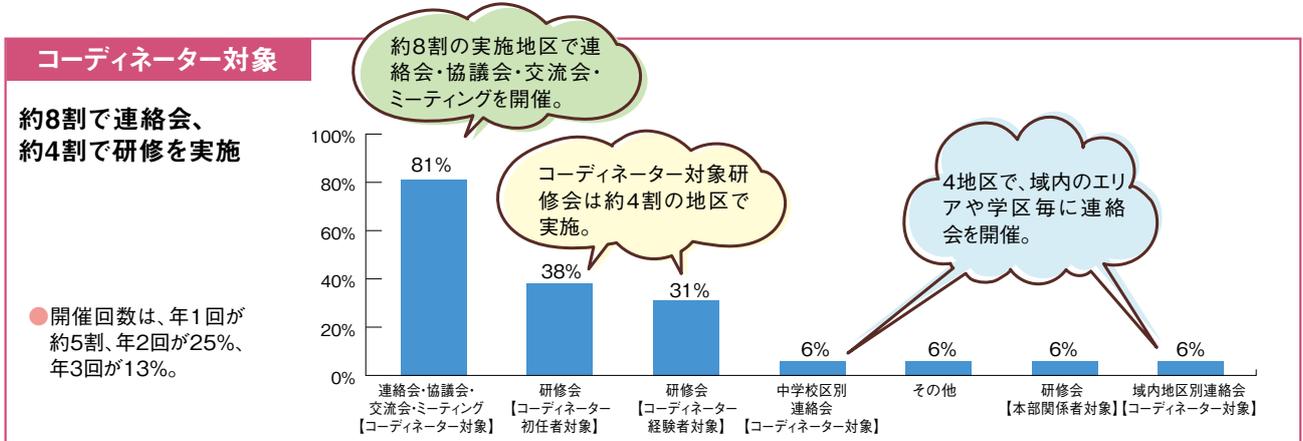
年度ごとに事業計画・報告を冊子にまとめて配布

(例)

- ・文京区「事業計画・事業報告」
- ・江東区「事例集」
- ・板橋区「活動状況報告」作成
- ・葛飾区「活動紹介集」
- ・江戸川区「実践報告集」

育成・交流の機会提供、理解促進

- 地域学校協働活動の関係者に対して、どのような研修や交流、情報交換の機会が提供されているのでしょうか。コーディネーター対象約9割、教員対象約5割、その他の関係者対象は約3割で取り組まれています。
※32実施地区のうち、取組のある地区の割合を%で示しています。（複数回答有）



中学生対象地域未来塾一覧

実施地区名	名称	開始年度		実施会場					対象学年			学習支援員内訳							学習支援員数	
		地域未来塾	学習支援	学校		学校外施設			合計	1	2	3	大学生	教員OB	民間教育事業者	地域住民	その他	備考 (その他内訳)	各回平均 担当者数	全体の登 録者数
				中学校	義務教育 学校	施設名	個 所数	小学校												
1	港区	学びの未来応援学習講座	30	29			港区立生涯学習センター	1	1										6名	41名
2	文京区	放課後学習支援ボランティア	28	28	7				7	○	○	○	○	○	○	○			3~5名	70名
3		放課後学習支援ボランティア事業	令和元	28			音羽地域活動センター	1	1	○	○	○	○			○	○	大学院生	1~2名	4名
4	台東区	学習支援講座「ステップ・アップ」	30	28			台東区立上野中学校	1	1	○	○	○			○				4名	
5	墨田区	学力向上支援事業	28	17	10				10	○	○	○	○	○	○	○			2~3名	190名
6	江東区	土曜・放課後学習教室	29	21	23	1			24	○	○	○	○	○	○	○				79名
7	品川区	品川地域未来塾	28	27	9	6			15	○	○	○	○	○	○	○			1~5名	106名
8	杉並区	すぎなみ塾	28	19	10				10	○	○	○	○	○	○	○			1~12名	4~20名
9	豊島区	としま未来塾	28	28			豊島区立教育センター	1	1	○	○	○	○			○	○	教育活動に係る支援員	3名	10名
10	北区	本気でチャレンジ教室	28	23	1		北区役所滝野川分室	1	2	○	○	○	○		○				25名	25名
11	荒川区	あらかわ寺子屋	29	26	10				10	○	○	○	○	○	○	○	○	講師等		約50名
12	練馬区	練馬区立中学校 地域未来塾	28		30				30	○	○	○	○	○	○	○				約130名
13	立川市	立川市地域未来塾補習教室(中学校)	30	26	9				9	○	○	○	○	○	○	○				64名
14	三鷹市	みたか地域未来塾	28	28	7				7	○	○	○	○	○	○	○			1、9名	43名
15	青梅市	青梅市学力向上対策事業(ステップアップクラス)	30	25	10				10	○	○	○	○	○	○	○				35名
16	昭島市	昭島市立中学校 土曜日・放課後補習教室	30	27	6				6	○	○	○	○	○	○	○				約20名
17		中学生英検対策講座	30	29			昭島市役所	1	1	○	○	○			○				5名	
18	調布市	調布市立中学校 地域未来塾	28	22	5				5	○	○	○	○	○	○	○	○	時間講師(勤務時間外)等	1~16名	約90名
19	町田市	町田市中学校地域未来塾	28	20	20				20	○	○	○	○	○	○	○	○	教育庁人材バンクより派遣		251名
20	小平市	放課後学習教室	29	21	3				3	○	○	○	○	○	○	○			2名	17名
21	日野市	日野第一中学校放課後学習教室	令和元	28	1				1	○	○	○	○		○				3名	6名
22		日野第三中学校 WAKUWAKU 学習教室	29	22	1				1	○	○	○	○		○				2名	2名
23		平山中学校放課後学習教室	30	29	1				1	○	○	○	○		○				3名	7名
24		大坂上中学校放課後学習教室	28	26	1				1	○	○	○	○		○				2名	約45名
25	国立市	中学校補習教室	30	30	3				3	○	○	○			○	○	非常勤講師		7名	
26	福生市	放課後学習支援	30		3				3	○	○	○	○		○	○	授業補助員	3名	52名	
27	東大和市	東大和市地域未来塾	30	26	5				5	○	○	○	○	○	○	○	○	市学習指導員		約46名
28	清瀬市	清瀬市立小・中学校放課後学習教室	30	26	5				5			○								約100名
29	武蔵村山市	第一・三・五中学校地域未来塾	令和元	27	3				3	○	○	○	○	○		○	時間講師、元塾講師	2名	13名	
30	多摩市	地域未来塾(学校ごとに愛称あり)	28	27	9				9	○	○	○	○	○	○	○	ピアティーチャー(教育活動指導員)	2~3名	83名	
31	西東京市	西東京市夏季学習支援事業	29	29			西東京市立谷戸小学校	1	1			○							8名	
32	日の出町	大久野中学校放課後学習教室	30	30	1				1	○	○	○			○				2名	4名
合計					193	7			7	207	29	29	32	25	18	10	25	10		

小中一貫校における地域未来塾一覧

実施地区名	名称	開始年度		実施会場					対象学年						学習支援員内訳							学習支援員数								
		地域未来塾	学習支援	学校		学校外施設			小学生			中学生			大学生	教員OB	民間教育事業者	地域住民	その他	備考 (その他内訳)	各回平均 担当者数	全体の登 録者数								
				小学校	中学校	施設名	個 所数	合計	1	2	3	4	5	6									1	2	3					
1	杉並区	(杉並和泉学園) すぎなみ塾	28	19	1	1																			14名	30名				
2	武蔵村山市	(大南学園・村山学園) 地域未来塾	R元	20	2	2																		元図書館司書、 学校支援員、学 校推進員等	1~10名	33名				
合計					3	3				6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	2	1	1	1		

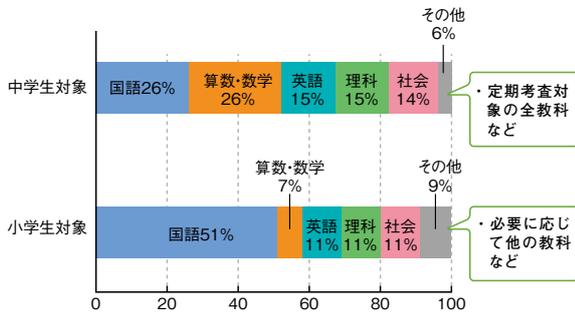
区町村における地域未来塾の取組

取組傾向

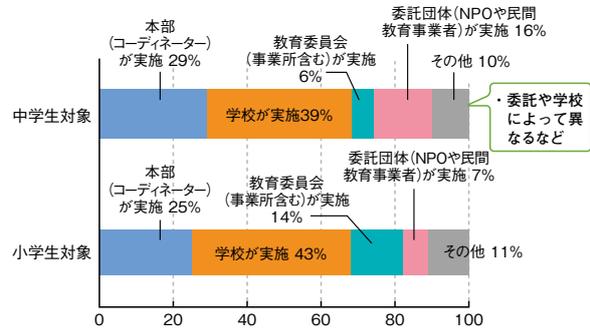
対象別（小学・中学生別）の教科や取組内容の傾向です。

※32実施地区のうち、小学生対象29、中学生対象31の地域未来塾の取組における割合を%で示しています。（複数回答有）

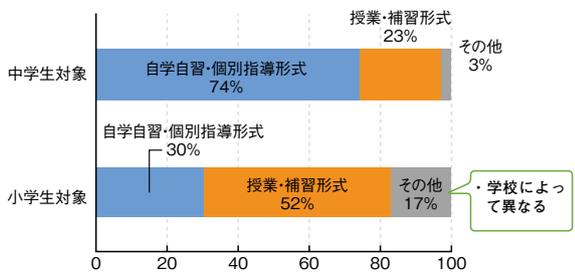
対象教科



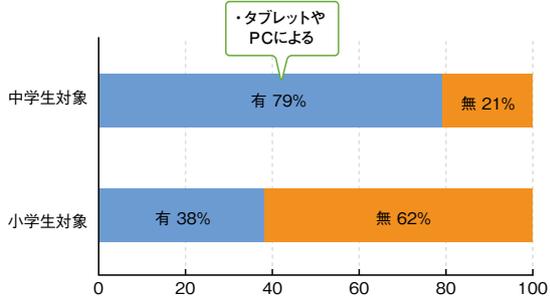
運営体制



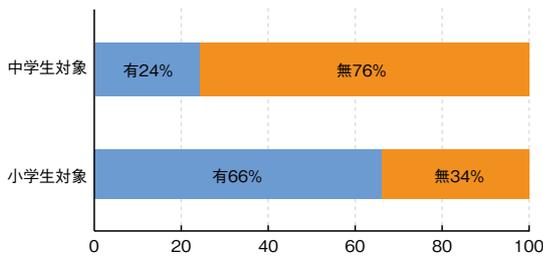
学習方法



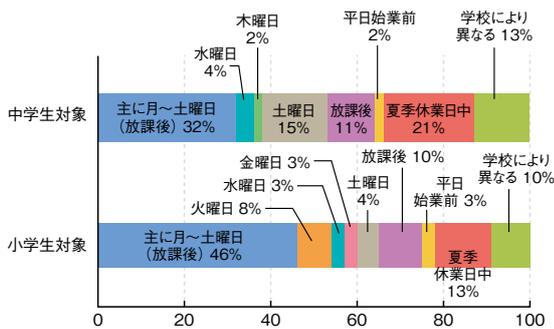
ICTの活用



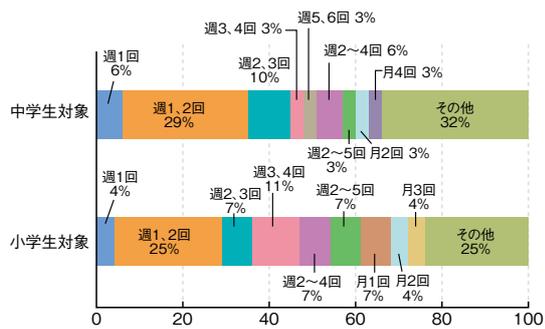
東京ベーシックドリルの活用



開催曜日等



開催回数



小学生対象地域未来塾における成果（抜粋）

授業の補講や勉強が苦手、家庭学習の習慣がついていない児童に向けて学習支援。 ＜児童の声＞「漢字検定など今まで挑戦したことなかったことに挑戦し、目標をもって学習に取り組み、達成する楽しさを知るきっかけにもなった。」	放課後学習支援 ボランティア事業	文京区
個々の児童の習熟度に応じて個別に学習支援。区の学習状況調査による成果検証の結果、成績の向上に効果がみられる。	学力向上支援事業	墨田区
・必要に応じて個別指導を行い、参加児童の学習意欲が高まった。・基礎的・基本的な学習内容の確実な定着が図れた。	土曜・放課後学習教室	江東区
＜児童の声＞「授業の内容が分かるようになってうれしい。」＜教員からの声＞「特に2年生の九九などは、クラスの皆がいるところでは出来なかった子が未来塾では出来たという事例もあり、効果が表れている。」	品川地域未来塾	品川区
○夏季休業日中実施校：教員が常駐することで、指導の違いによる児童の混乱もなく、少しのことでつまづいている児童も、手厚い指導で先へ進める。○平日放課後実施校：児童のやる気向上につながっている。	すぎなみ塾	杉並区
学習意欲の向上が見られ、児童が日常的に寺子屋に参加し、学習する習慣が身についた。	あらかわ寺子屋	荒川区
＜学校対象アンケートより＞・個別指導による成果がみられた・学習に向かう意欲の向上がみられた・基本の定着が図られた・学習に向かう態度形成に改善がみられた。	練馬区立小学校 地域未来塾	練馬区
・児童が基礎的・基本的な学習内容を身に付け、「できた・わかった」を実感し、学習への意欲を高めることができた。・児童の学習習慣を定着させる一助となった。・学習支援員と学校の教員とが、児童の実態や学習状況について詳しく情報共有している学校は、成果をあげている。	立川市地域未来塾補習教室 (地域住民等)	立川市
・児童の習熟の程度に応じた学習問題に取り組みさせることができた。・受講を希望した児童が参加しているため、非常に意欲的に学習に取り組んだ。	立川市地域未来塾学習教室 (民間教育事業者)	立川市
直近のアンケート結果：「勉強への意欲が向上した」「分からないことが分かるようになった」「個別指導が充実した」「友だちと一緒に勉強できて良い」といった感想。	みたか地域未来塾	三鷹市
＜参加者の声＞「授業中の復習の機会にもなった。また、参加者同士で教えあうこともでき、理解が深まった。」	青梅市学力向上対策事業 (ステップアップクラス)	青梅市
＜児童の声から＞「分からないところを丁寧に教えてくれてよかった。」 ＜指導員の声から＞「意欲的に参加する児童が多くやりがいがある。」	昭島市立小学校 土曜日・放課後補習教室	昭島市
児童や保護者からは、「個別指導によってよく分かった」、「算数が楽しくなった」等の意見。	調布市立小学校 地域未来塾	調布市
「個別に学習することで「算数嫌い」が減ってきている。」といった声が学校から寄せられている。参加児童からは、「くり返し勉強して、少しずつ分かってきた。」「問題が解けるようになって楽しくなり、算数が好きになった。」「何でも質問できるのが良い。褒められてやる気が出てきた。」	町田市小学校地域未来塾	町田市
授業でのつまずき・・・特に前年度でのつまずきに対し、繰り返し学習することで「算数嫌い」から「わかる喜び」＝「算数はたのしい」に変化していく児童をたくさん生んでいる。	たきあい塾	日野市
成果を感じられるよう、算数検定にも取り組み、高得点で合格できる児童が増えてきたため、算数を面白いと感じてくれるようになってきた。	真心学舎	日野市
国語に対して苦手意識が減り、できたことを褒められ認められることで学習に対して自信が持てるようになってきている。また、個別指導で児童にあったレベルで読み書きの学習ができ、積み重ねることで少しずつ国語の読解ができるようになってきている。	三小サタディスクール	日野市
年間2回のアンケートを行い、成果・満足度などの把握に努めている。①参加児童のほとんどが、自らの成長と理解度の深まりを自覚し、参加したことに意義を感じている。また、学校以外での学習時間は確実に増加している。②保護者も子どもの学習上の成長を喜ぶ意見が多い。③教員を含めた運営のための会を定期的に開催しているが、その中で、授業の中で児童の伸長を確認できているとの意見が大半である。④学力調査での点数上昇を分析している学校もあり、評価しているとの報告も上がっている。	放課後学習支援教室	国立市
成果としては、教員からは参加している児童が宿題を忘れることが減った、家庭だけでは自力で学習できない子のためになっているという意見をいただいている。	放課後学習支援	福生市
＜保護者の声＞・前よりあきらめなくて取り組むなど、学習面で子どもの変化がたくさんみられた。・学校のテスト返却があるたびうれしそうにみせてくれるようになった。	東大和市地域未来塾	東大和市
＜児童アンケート調査より＞「テストの点数が上がりそうだったので参加した。」「前より分かるようになり、自信がついた。」	清瀬市立小・中学校 放課後学習教室	清瀬市
生徒それぞれで習熟度が異なるので、個別指導により、習熟の効果が出ている。	市立第八小学校地域未来塾 (八小なるほど塾)	武蔵村山市
＜学校等関係者の声から＞「生活リズムを整え円滑に1時間目を迎え、学習態度や学習習慣の確立が見られる。」	地域未来塾（おはよう教室、放課後プラスなど）	多摩市
＜児童・生徒の声から＞「宿題をきちんとやる習慣ができた。／わからないところを教えてもらえるのがいい。」＜学習指導員の声から＞「自分から進んで学習できる児童が増えた。」	平井小学校放課後学習室	日の出町
＜学習支援員の声から＞「難しい応用問題もすぐあきらめずに考えることができています。／漢字・ひらがなを丁寧に書けるようになった。」	檜原村放課後学習教室	檜原村
毎日図書館で放課後の学習支援を実施することで、児童が日常的に図書館に通う事となり、結果として図書貸出数も増え、児童の本を読む機会が増えた。	神津島村しま小屋	神津島村

中学生対象地域未来塾における成果（抜粋）

<生徒の声>「宿題をしっかりとやるようになった」「分からないところそのままにしくなくなった」「大学生に指導してもらうことで、やる気につながっている」「興味を持てる学習内容が増えた」	放課後学習支援ボランティア	文京区
生徒対象アンケート調査より「参加してよかった」68.0%、「成績が上がった」66.6%	学習支援講座「ステップ・アップ」	台東区
個々の生徒の習熟度に応じて個別に学習支援。区の学習状況調査による成果検証の結果、 成績の向上に効果 がみられる。	学力向上支援事業	墨田区
基礎学力定着不足の生徒に、 学習習慣を身につけながら成績向上 に結びつけられた。	土曜・放課後学習教室	江東区
<生徒の声から>「分からないところを先生（指導員）に聞きやすい。」<学習指導員の声から>「子供たちのつまずきを把握でき、自分自身も学ぶことができた。」	品川地域未来塾	品川区
数検や英検の受験者が増えた。また、スピーキング講座の実施により、地域行事の英語ボランティアガイドへの参加など生徒が 意欲的に取り組む ようになった。	すぎなみ塾	杉並区
「学習意欲はあるが、どのように学ぶかが分からず困っている」「学習のコツがつかめず、時間をかけても、なかなか成果が上がらない」といった困り感をもつ生徒に、その 生徒の状況に応じて個別に対応 することができた。	としま未来塾	豊島区
各教科ごとにクラス別、夏季休業中の5日間で集中的に学習支援をすることにより、 生徒の学力向上ならびにモチベーションアップ に貢献している。	本気でチャレンジ教室	北区
学習意欲の向上 が見られ、定期考査前だけではなく生徒が日常的に寺子屋に参加し、学習する習慣が身についた。	あらかわ寺子屋	荒川区
<学校対象アンケートより>「 学習に向かう意欲の向上 がみられた・個別指導による成果がみられた・基礎・基本の定着が図られた・学習習慣の確立がみられた」	練馬区立中学校 地域未来塾	練馬区
・定期的に補習教室を実施することにより、生徒が授業で学習した内容を復習し、 確実に理解 することができるようになった。	立川市地域未来塾補習教室（中学校）	立川市
直近のアンケート結果からは、「勉強への意欲が向上した」「分からないことが分かるようになった」「個別指導が充実した」「友だちと一緒に勉強できて良い」「 宿題や定期テスト対策に役立っている 」といった感想等をいただいている。	みたか地域未来塾	三鷹市
<参加者の声>定期試験前など、疑問点を素早く解決することができてよかった。<支援員の声>常に参加している生徒は、学習に臨む意欲が向上している。	青梅市学力向上対策事業（ステップアップクラス）	青梅市
<生徒の声から>・定期テスト前に確認ができるので役に立っている。<指導員の声から>・学習意欲のある生徒が多く参加しているため、落ち着いた環境の中で教えることができています。	昭島市立中学校 土曜日・放課後補習教室	昭島市
<生徒の声から>・2次試験対策は、 実際の面接の流れが分かった ので良かった。<指導員の声から>・一人で学習することが難しいリスニング等に重点をおいて指導をすることで生徒に役立つ内容にした。	中学生英検対策講座	昭島市
ほとんどの学校が学習支援員のみで運営され、教員の負担が少なく、また生徒の学力向上に役立っており、教員、保護者、生徒から好評である。また、 土曜学習部に参加した生徒が大学生になり、学習支援員として母校に貢献 するなど地域人材の確保につながっている。	調布市立中学校 地域未来塾	調布市
テスト前の教室では、静かに集中して学習する機会を提供し、定期的な教室では、特に英語・数学に関して個別指導を行うことで、意欲・基礎学力の向上に役立っている。家庭ではなかなか学習ができない環境でも、未来塾に参加することで、 勉強のやり方がわかり、意欲を持ち出す生徒も増えて きている。参加した生徒からは、「自主的に勉強する習慣がついた」「分からない時に、すぐ質問できるので良かった」といった声が寄せられている。	町田市中学校地域未来塾	町田市
コーディネーター調査より「 学校以外での勉強時間が増えた 」約7割、「やる気ができてきた」約6割、「授業がわかるようになってきた」約5割、「テストの点数があがった」約5割	放課後学習教室	小平市
集団指導では埋もれてしまう生徒を個別で見ることにより、「できた、わかった」という 成徳の醸成 につながっている。	日野第一中学校放課後学習教室	日野市
平中ベシックドリルの内容が身に付いたか学習コンテストを実施し、成績優秀者を表彰する。これにより学力向上を実感し「やらされ感からわくわく感」へと 学習意欲を 変える。	平山中学校放課後学習教室	日野市
<生徒の声から>「数学がわかるようになった・授業を聞いて理解できるようになった・定期考査の点数が上がった・入試に役立った等、生徒それぞれが学習定着を実感している。」<学習指導員の声から>「まじめに取り組んでいる。英検対策真剣に取り組んでいる。3年生は受験に向け熱心に取り組んでいる。」	大坂上中学校放課後学習教室	日野市
成果としては、生徒たちの わからなかった問題が解けるようになった 、集中力がついた、宿題を忘れることがなくなったという意見が多数あった。	放課後学習支援	福生市
<生徒の声>・自分の苦手な部分を集中的に学習することの大切さや意味を理解することができてプラスになった。・ 自分の弱点がわかって よかった。	東大和市地域未来塾	東大和市
<生徒アンケート調査より>「・弱点克服のため参加した。・以前より学校の授業が分かるようになった。・家で勉強に取り組む時間が増えた。」	清瀬市立小・中学校放課後学習教室	清瀬市
<学習支援員の声から>「・生徒が 自主的に学習する ようになり、各種検定の合格率が上がった。」	地域未来塾（サポートスクール、朝プロジェクトなど）	多摩市
実施後のアンケートの結果、半数の生徒から、家庭学習の時間が以前より増えた、 成績が上がった と思うとの回答があった。	西東京市夏季学習支援事業	西東京市
塾に行っていない生徒にとって、学習教室は 学習のリズムをつくるペースメーカー となっている。	大久野中学校放課後学習教室	日の出町
<参加者アンケートから>「・いつも優しく教えてもらって、「まなブレ」に入ってから勉強が楽しくなった。・毎週勉強していると、授業で自信が持てるようになった。・高校卒業までここで先生たちと勉強したい。 勉強が楽しいと気づく ことができた」	中高生勉強会「学びiプレイス」	板橋区
<参加者の声>成績が上がった。 勉強のやり方が分かる ようになった。勉強時間が増えた。	青梅市学力向上対策事業（サタデークラス）	青梅市

令和元年度「地域未来塾」の成果に関する調査（集計結果）

● 目的

令和元年度の都内各区市における「地域未来塾」の成果等について実態を把握し、今後の「地域未来塾」のあり方を検討するための参考とするため、成果を中心とした実態調査を実施

● 対象 令和元年度「地域未来塾」実施、31 自治体

● 回収率 100% (31/31)

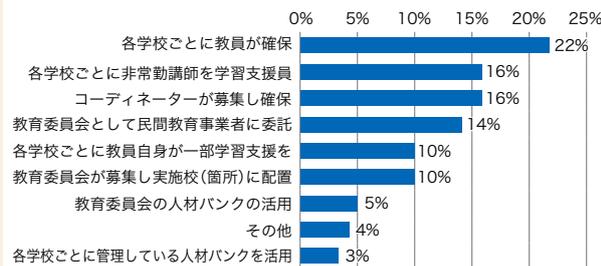
- ・ 集合型、分散型等形態の異なる計 60 の回答用紙の提出有
- ・ 小学生対象の実施形態 27、中学生対象（中高校生対象含む）の実施形 33

小学生対象	27
対象：小学生、会場：小学校	25
対象：小学生、会場：学校外施設	2
中学生対象	28
対象：中学生、会場：中学校	20
対象：中学生、会場：中学校拠点校	3
対象：中学生、会場：学校外施設	5
義務教育学校生対象	1
対象：義務教育学校生、会場：義務教育学校	1
中高校生対象	4
対象：中高校生、会場：学校外施設	4
合計件数	60

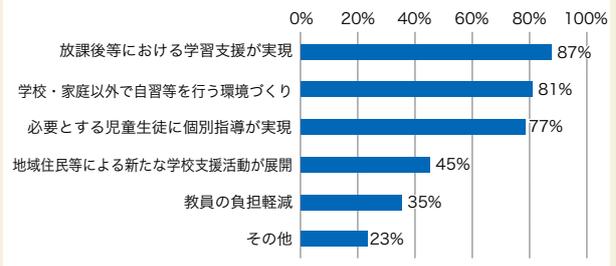
● 調査結果（抜粋）※複数回答有

教育委員会回答

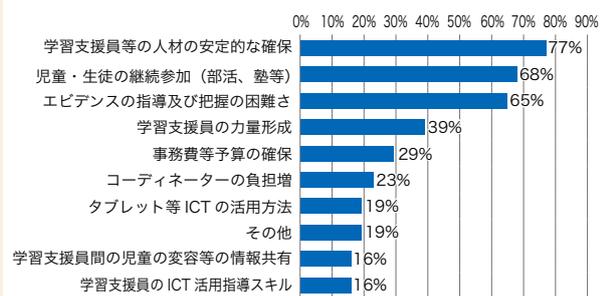
「地域未来塾」における学習支援員等を確保する方法



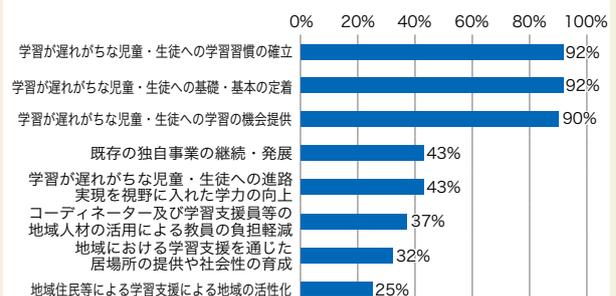
「地域未来塾」として外部人材等を活用したことによる成果



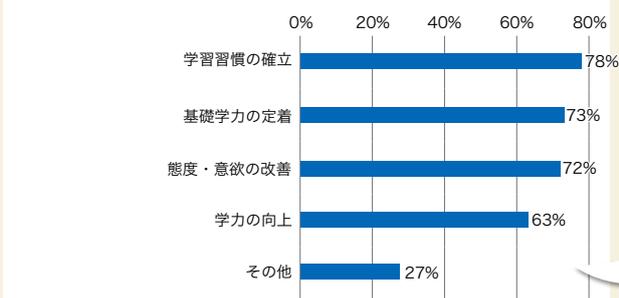
「地域未来塾」を実施する中で、みえてきた課題



「地域未来塾」を実施する目的



関係者へのヒアリング等を通じた「地域未来塾」の成果



その他の具体例

- ・ [小学校] 教員の負担軽減。
- ・ [小・中学校] 事業開始と比較して周知による実施校の増加。
- ・ [学校外] 不登校の状況にある中高生も参加しやすく、居場所としても定着している。
- ・ [土曜・小学校] 児童にとっては多様な指導員と関わりながら学ぶことができる。
- ・ [中学校] 英検の合格率が上がった。進学に対して意欲が見られる。
- ・ [小学校] 卒業生が学習支援員として参加し、在校生と関係を築いている。
- ・ [小学校] 他学年との教え合いや交流。

地域学校協働活動推進ハンドブック
～令和2年度地域学校協働活動推進事業（地域未来塾含む）報告書～

〔 東京都教育委員会印刷物登録 〕
〔 令和2年度 第155号 〕

令和3年3月 発行

編集・発行 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課

所在地 〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号 03-5320-6859

印刷会社名 正和商事株式会社

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



地域学校協働活動 推進ハンドブック

～ 令和2年度東京都地域学校協働活動推進事業（地域未来塾含む）報告書 ～